

一関地区広域行政組合議会会議録

平成 24 年 9 月 25 日招集
第 20 回 定例会

一関地区広域行政組合議会

目 次

日 程 表	3
審 議 結 果	4

9月25日

議事日程（第1号）	7
開会及び会議宣言	9
会議録署名議員の指名（佐藤雅子君・佐々木清志君）	9
会期の決定	9
報告第2号 専決処分について	9
認 第2号 平成23年度一関地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について	10
認 第3号 平成23年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	10
議案第9号 一関地区広域行政組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について	17
議案第10号 平成24年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第2号）	18
議案第11号 平成24年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第2号）	18
一 般 質 問	19

☆ 勝 浦 伸 行 君

1. 衛生事務について

- (1) 岩手県ごみ処理広域化計画について
- (2) 一関清掃センターごみ焼却施設について
- (3) 一関清掃センターし尿処理施設について
- (4) ごみ処理、し尿処理について

☆ 岡 田 もとみ 君

1. 安心して利用できる介護保険事業について

- (1) 介護保険事業計画の第5期をむかえ、待機者の状況はどうなっているか。
- (2) 4月から訪問介護の生活援助の時間が短縮され、利用者等からの苦情は。
- (3) 介護保険の対象となる福祉用具の購入や住宅の改修について、「受領委任方式」の採用を求める。
- (4) 低所得者の方の負担軽減策をグループホーム入所者も適用できるよう求める。
- (5) 第5期計画の地域包括支援センターの職員数と委託費について説明を求める。
- (6) 包括的・継続的ケアマネジメントの取り組みでの研修会開催について、開催状況と今後の課題は。

☆ 大 内 政 照 君

1. 「一関清掃センターの焼却施設」の建設について

- (1) 電力不足のなか、売電の仕組みが出来ました。一関清掃センターの焼却施設が老朽化しているが、高カロリーなごみ焼却によるごみ発電施設の建設を検討すべきである。
- (2) 放射性物質の環境汚染が生じており、一般ごみの焼却飛灰から高濃度のセシウムが計測され始めている。この放射性物質を回収できる焼却施設の必要性が高く早急に建設を

検討すべきである。

☆ 菊 地 善 孝 君・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・41

1. 小規模特老等を県立大東病院施設隣地へ設置する可能性について

第3回県立大東病院のあり方に関する検討場において、一関市当局から設置することで努力したい旨説明があったが、その詳細説明を求めるもの。

2. 一関地区可燃ごみ施設更新の進捗状況報告と汚染牧草等の焼却実績報告について

以前から提起している更新事業等報告。同施設における汚染牧草等の処理実績を求めるものです。

☆ 沼 倉 憲 二 君・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・47

1. 介護保険制度と高齢の知的障害者の関わりについて

(1) 高齢の知的障害者は、介護保険制度を利用できるのか。

(2) 利用できるとすれば、介護施設に入所できるのか。

2. 広域ゴミ焼却場建設計画について

(1) 老朽化が進み、建設待ったなしの当市のごみ焼却場の整備を急ぐべきでは。

(2) ゴミ焼却施設が使用できなくなった場合の対応をどのように考えるのか。

9月26日

議事日程（第2号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・54

認 第2号 平成23年度一関地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について・・・・・・・・56

認 第3号 平成23年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について・・・・56

議案第9号 一関地区広域行政組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・67

議案第10号 平成24年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第2号）・・・・・・・・・・・・67

議案第11号 平成24年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第2号）・・・・・・・・67

閉会宣言・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・68

第 20 回 定 例 会 日 程 表

2 日 間

{

自 平成24年 9 月 25 日

至 平成24年 9 月 26 日

}

日 次	月 日	曜 日	開議時間	会 議 別	議 事
1	9 月 25 日	火	午前 1 0 時	本 会 議	諸般の報告 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程（提案理由及び補足説明） 一般質問
2	9 月 26 日	水	午前 1 0 時	本 会 議	議案審議

審 議 結 果

議案番号	件 名	議決月日	議決結果
報告第 2号	専決処分について	9月25日	議決不要
認 第 2号	平成23年度一関地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について	9月26日	認 定
認 第 3号	平成23年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	9月26日	認 定
議案第 9号	一関地区広域行政組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について	9月26日	原案可決
議案第 10号	平成24年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第2号）	9月26日	原案可決
議案第 11号	平成24年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第2号）	9月26日	原案可決

第 1 目 目

受理した議案

報告第2号 専決処分について

認 第2号 平成23年度一関地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について

認 第3号 平成23年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第9号 一関地区広域行政組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第10号 平成24年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第2号）

議案第11号 平成24年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第2号）

議 事 日 程 (第 1 号)

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定
日程第 3	報告第 2 号	専決処分について
日程第 4	認 第 2 号	平成23年度一関地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第 5	認 第 3 号	平成23年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 6	議案第 9 号	一関地区広域行政組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 7	議案第 10号	平成24年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算 (第 2 号)
日程第 8	議案第 11号	平成24年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)
日程第 9		一般質問

一関地区広域行政組合議会定例会会議録

平成24年 9 月 25 日 午前10時00分開議

定例会・臨時会の別 定例会
告示年月日 平成24年 9 月 18 日
告示番号 第33号
招集日時 平成24年 9 月 25 日
会議の場所 一関市議会議場

出席議員（18名）

1 番	大 内 政 照 君	2 番	岡 田 もとみ 君	3 番	勝 浦 伸 行 君
4 番	岩 渕 善 朗 君	5 番	佐 藤 雅 子 君	6 番	沼 倉 憲 二 君
7 番	千 田 恭 平 君	8 番	菊 地 善 孝 君	9 番	海 野 正 之 君
1 0 番	千 葉 満 君	1 1 番	橋 本 周 一 君	1 2 番	那 須 茂一郎 君
1 3 番	佐々木 清 志 君	1 4 番	菅 原 巧 君	1 5 番	武 田 ユキ子 君
1 6 番	阿 部 孝 志 君	1 7 番	阿 部 正 人 君	1 8 番	岩 渕 一 司 君

職務のため出席した職員

事務局長	鈴 木 道 明	事務局次長	三 浦 精 己
局長補佐兼議事係長	中 村 由美子		

説明のため出席した者

管理者	勝 部 修 君	副管理者	菅 原 正 義 君
副管理者	田 代 善 久 君	広域行政組合事務局長	佐 藤 好 彦 君
介護保険担当参事	齋 藤 昭 彦 君	環境衛生担当参事	鈴 木 悦 朗 君
広域行政組合事務局次長兼 介護保険課長	松 岡 睦 雄 君	一関清掃センター所長	千 田 勝 君
大東清掃センター所長兼 川崎清掃センター所長	加 藤 英 行 君	環境衛生主幹	青 山 モト子 君
介護福祉主幹	千 葉 幸 一 君	会計管理者	菊 地 隆 一 君
監査委員	小野寺 興 輝 君	監査委員事務局長	阿 部 和 子 君

議事日程 別紙のとおり

会議に付した事件 議事日程に同じ

第20回一関地区広域行政組合議会定例会

平成24年 9 月 25 日

午前10時00分 開 会

会議の議事

議 長（岩渕一司君） ただいまの出席議員は17名です。

定足数に達していますので、平成24年 9 月 18 日一関地区広域行政組合告示第33号をもって招集の、第20回一関地区広域行政組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

この際、諸般のご報告を申し上げます。

受理した案件は、管理者提案 5 件です。

次に、勝浦伸行君ほか 4 名から一般質問の通告があり、管理者に回付しました。

次に、菊地善孝君ほか 2 名から議案に対する質疑通告があり、管理者に回付しました。

次に、小野寺監査委員ほか 1 名から提出の監査報告書 4 件を受理しましたが、印刷物によりお手元に配付していますので、これによりご了承願います。

次に、議員派遣の決定をし、実施したものを、議員派遣報告書としてお手元に配付していますので、これによりご了承願います。

議 長（岩渕一司君） 本日の会議には、管理者、監査委員の出席を求めました。

議場での録画、録音、写真撮影を許可していますので、ご了承願います。

議 長（岩渕一司君） これより議事に入ります。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程第 1 号により進めます。

議 長（岩渕一司君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員はその数を 2 名とし、会議規則第81条の規定により、議長において、

5 番 佐 藤 雅 子 君

13 番 佐々木 清 志 君

を指名します。

議 長（岩渕一司君） 日程第 2、会期の決定を議題とし、お諮りします。

本定例会の会期は、本日から26日までの 2 日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（岩渕一司君） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から26日までの 2 日間と決定しました。

議 長（岩渕一司君） 日程第 3、報告第 2 号、専決処分についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに報告を求めます。

田代副管理者。

副管理者（田代善久君） 報告第 2 号、専決処分の報告について申し上げます。

本件は、職員が公務中に起こした物損事故に関し、損害を与えた相手方に対して賠償すべき額について、一関地区広域行政組合管理者専決条例の規定により専決処分したので報告するものがあります。

なお、事務局長から補足説明させます。

議長（岩渕一司君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤好彦君） 報告第2号、専決処分の報告について、補足説明を申し上げます。

専決処分書をお開き願います。

まず、3の事故の概要であります。平成24年6月27日、午後2時20分ころ、千厩支所の駐車場において、東部地域包括支援センターの職員が公用車を駐車させようと後退した際、後方を十分確認しなかったため、駐車していた相手方の車両の後部に衝突して破損させる損害を与えたものでございます。

4の組合の過失割合でございますが、100%であり、1の損害賠償の額でございますが、車両修繕費の4万2,735円でございます。なお、これにより支払う損害賠償金は、全国市有物件災害共済会の保険により補てんされるものであります。

相手方につきましては、2に記載のとおりであります。

今回の事故は、駐車する際の基本的注意を欠いたことによるものであり、職員に対しては、常に細心の注意を払い慎重な運転を行うよう指導したところであります。

よろしくお願いいたします。

議長（岩渕一司君） 報告に対し質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（岩渕一司君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

以上で、報告第2号を終わります。

議長（岩渕一司君） 日程第4、認第2号、平成23年度一関地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第5、認第3号、平成23年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてまで、以上2件を一括議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

田代副管理者。

副管理者（田代善久君） 認第2号、平成23年度一関地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について及び認第3号、平成23年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、提案理由を申し上げます。

本案は、平成23年度一般会計及び介護保険特別会計歳入歳出決算について、監査委員の審査を終えましたので、議会の認定に付するものであります。

なお、一般会計及び特別会計決算の概要につきましては、会計管理者及び事務局長が説明いたします。

議長（岩渕一司君） 菊地会計管理者。

会計管理者（菊地隆一君） それでは、私から平成23年度一般会計及び介護保険特別会計の歳入歳出決算の概要についてご説明申し上げます。

決算書の6ページをお開き願います。

6ページ、7ページは、一般会計歳入歳出決算書の歳入を記載しております。この表の下段には歳入合計を記載しておりますが、予算現額30億6,299万8,000円に對しまして収入済額は31億2,669万7,991円となっております。

8ページをお開き願います。

8ページ、9ページは、同決算書の歳出を記載しております。この表の下段には歳出合計を記

載しておりますが、予算現額30億6,299万8,000円に對しまして支出済額は30億168万7,369円となっております。したがって、収入済額から支出済額を差し引いた歳入歳出差引残額は、9ページ、右下欄外に記載しておりますが、1億2,501万622円となっております。

次に、42ページをお開き願います。

42、43ページは、介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算書の歳入を記載しております。この表の下段には歳入合計を記載しておりますが、予算現額123億4,659万1,000円に對しまして収入済額は123億2,038万4,727円となっております。

44ページをお開き願います。

44、45ページは、同決算書の歳出を記載しております。この表の下段には歳出合計を記載しておりますが、予算現額123億4,659万1,000円に對しまして支出済額は119億9,735万3,573円となっております。したがって、収入済額から支出済額を差し引いた歳入歳出差引残額は、45ページ、右下欄外に記載しておりますが、3億2,303万1,154円となっております。

46ページをお開き願います。

46、47ページは、介護保険特別会計サービス勘定歳入歳出決算書の歳入を記載しております。この表の下段には歳入合計を記載しておりますが、予算現額4,804万8,000円に對しまして収入済額は4,705万6,653円となっております。

48ページをお開き願います。

48、49ページは、同決算書の歳出を記載しております。この表の下段には歳出合計を記載しておりますが、予算現額4,804万8,000円に對しまして支出済額は4,621万772円となっております。したがって、収入済額から支出済額を差し引いた歳入歳出差引残額は、49ページ、右下欄外に記載しておりますが、84万5,881円となっております。

恐れ入りますが、2ページにお戻りください。

2ページ、3ページは、歳入歳出決算会計別総括表であります。表中、一般会計の歳入歳出差引残額につきましては、平成24年度への繰越明許費繰越金が含まれております。その額につきましては、備考欄に記載してございますが、274万1,000円となっております。したがって、一般会計の翌年度の会計に繰り入れられる実質収支額は、歳入歳出差引残額から繰越明許費繰越金を差し引いた額となるものでございます。

次に、財産について申し上げます。

76ページをお開きください。

76ページから79ページまでは、財産に関する調書でございます。76、77ページは、土地及び建物に係る公有財産について、また、100万円以上の備品について、それぞれの決算年度中の増減高及び決算年度末現在高を記載してございますが、平成23年度は土地及び建物、物品のいずれも増減がなかったことから、決算年度末現在高は前年度末現在高と同数となっております。

次のページ、78ページをお開き願います。

78、79ページは、財政調整基金、介護給付費準備基金、介護従事者処遇改善臨時特例基金の3つの基金について、決算年度中の増減高及び決算年度末現在高を記載しております。

80ページをお開き願います。

このページは、定額資金を運用するために設置されている基金の運用状況を記載しております。

以上で、一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の概要について、私からの説明を終わります。

よろしく願い申し上げます。

議長（岩渕一司君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤好彦君） 初めに、認第2号、平成23年度一関地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算について、補足説明を申し上げます。

決算書の12ページ、13ページをお開き願います。

まず、歳入であります。

1款1項1目総務費分担金にありましては、議会費、総務管理費、監査委員費などを賄う経費の分担金であり、その割合は、一関市9分の7、平泉町、旧藤沢町が各9分の1となっており、備考欄記載の金額のとおりであります。

2目衛生費分担金にありましては、衛生総務費、火葬場費、ごみ及びし尿処理費を賄う経費であります。1節の衛生総務費分担金の分担割合にありましては、10%が均等割、90%が人口割、2節火葬場分担金、3節ごみ処理費分担金、4節し尿処理費分担金にありましては、10%が均等割、90%が利用割であります。

2項1目建設事業費負担金は、地方債の償還に係る負担金と震災復興特別交付税の負担金となっております。

1款の分担金及び負担金総額に対する構成市町の分担割合は、一関市86.7%、平泉町5.8%、旧藤沢町7.5%となったところであります。

詳細の金額、割合にありましては、主要な施策の成果に関する説明書の3ページに記載しておりますので、ご参照願います。

次に、14、15ページになります。

2款1項2目火葬場使用料にあっては、火葬炉、待合室、動物炉などの使用料であり、1節約山斎苑使用料にあっては1,852件分、2節千厩斎苑使用料にあっては1,534件分であります。

2項手数料、1目1節一般廃棄物処理業許可申請手数料にありましては39件分であり、2節浄化槽清掃業許可申請手数料にありましては5件分となっております。

2目ごみ処理手数料、1節一関清掃センター手数料にあっては、搬入廃棄物の総量が8,498トンとなっております。2節大東清掃センター手数料の搬入廃棄物は2,523トンとなっております。

3目し尿処理手数料、1節一関清掃センター手数料にありましては5万6,108キロリットル、2節川崎清掃センター手数料にありましては3万3,541キロリットルのし尿、浄化槽汚泥の受け入れに係る手数料であります。

16、17ページになります。

3款1項1目財産貸付収入にありましては、電力柱等に係る土地の貸し付け、県立千厩病院への旧伝染病隔離病舎の貸付収入など20件分であります。

2項2目物品売払収入にありましては、一関清掃センター及び大東清掃センターにおけるアルミ、スチール、アルミ缶、スチール缶、紙、ペットボトルなどの資源物及びリサイクルプラザにおける家具、自転車などの再生品312件の販売収入であります。

18、19ページになります。

7款2項3目雑入のうち、建物火災損害共済保険金は、一関清掃センターリサイクルプラザの火災災害に対する保険金であり、地震災害見舞金は、東日本大震災による建物被害の見舞金として、いずれも全国市有物件災害共済会から支払われたものであります。また、廃棄物プラント保険損害保険金は、一関清掃センターリサイクルプラザの火災によるプラント災害の保険金として、

全国都市清掃会議から支払いを受けたものであります。

20、21ページになります。

7 款 3 項 1 目衛生費受託事業収入につきましては、東日本大震災の被災者の火葬料、大槌町からの震災廃棄物の処理委託料及び陸前高田市と大船渡市のし尿処理委託料でありますし、一関市内の汚染牧草の処理委託料も含まれております。

8 款 1 項 1 目衛生債は、一関清掃センターのごみ処理施設及び第 1 し尿処理施設の改修事業に、2 目災害復旧債は、一関清掃センターリサイクルプラザ火災災害復旧工事に、それぞれ充当したものであります。

9 款 1 項 1 目衛生費国庫補助金につきましては、1 節保健衛生施設等災害復旧費補助金は千厩斎苑の地震災害復旧に対する補助金、2 節廃棄物処理施設災害復旧費は一関清掃センター及び大東清掃センターの地震災害復旧に対する補助金、3 節災害廃棄物処理事業費補助金は災害廃棄物の受け入れ及び処理に対する補助金、4 節廃棄物処理施設モニタリング事業費補助金は一関清掃センター及び舞川清掃センターにおける放射線モニタリングに対する補助金であります。

2 項 1 目衛生費委託金は、放射性セシウム濃度が8,000ベクレルを超える焼却灰の保管業務に関する国からの委託金であります。

次に、歳出について申し上げます。

22、23ページになります。

歳出につきましては、各款項目ごとに備考欄に主な内容について記載しておりますので、その中で金額の大きいもの、または新規のもの、そういったものを特徴的なものについてご説明を申し上げます。

2 款 1 項 1 目総務管理費のうち、広報等印刷製本費は組合広報 5 万 1,500 部の印刷、内部情報システム用機器使用料は事務用パソコン 20 台の賃借料であります。

財政調整基金積立金については、平成 23 年度積立額は 9,691 万 7,532 円で、平成 23 年度末現在高は約 1 億 8,008 万 3,000 円となるものであります。

24、25ページになります。

3 款 1 項 1 目衛生総務費であります。生活環境対策費のうち、大東清掃センター公害防止対策協議会委員報酬及び東山清掃センター公害防止協定委員会委員報酬については、汚染牧草の焼却に関して、大東については 6 回、東山についても 5 回と、例年以上に会議を重ねましたことから決算額が増となっております。

26、27ページになります。

大東清掃センター周辺住民健康診断委託料にありましては、公害防止協定に基づき、大東清掃センター隣接地域住民の健康診断を実施したものであり、受診者数は 143 人となっております。

3 款 2 項火葬場管理費、1 目釣山斎苑管理費であります。火葬炉設備維持補修工事費は、火葬炉補修工事、台車運搬装置の改修工事など 8 件であります。

2 目千厩斎苑管理費にありましては、火葬炉等設備維持補修工事費は 4 号火葬炉改良工事など 3 件、備品購入費は待合室用椅子、テレビの購入であります。

28、29ページになります。

3 項ごみ処理費、1 目一関清掃センター費であります。ごみ焼却施設管理費の施設補修等工事費は、ごみ焼却施設定期補修工事、排ガス処理施設定期補修工事、空気予熱器煙管取替工事などあります。また、ごみ焼却施設管理費の事故繰越分は、東日本大震災による工事遅延のため平

成22年度から繰り越したもので、給水ろ過装置ろ材交換、せん断式破碎機整備工事を行ったものであります。リサイクルプラザ管理費の事故繰越分につきましても、同様の理由により繰り越したもので、減容器交換工事及びプラント機械設備整備工事を行ったものであります。

30、31ページになります。

ごみ焼却施設改修事業費は、ごみ焼却施設設備改修、電気機器改修、排ガス処理施設設備改修の工事を行ったものであります。

2 目大東清掃センター費であります。ごみ焼却施設管理費のうち、施設補修等工事費は、ごみクレーン緊急補修工事、プラント設備災害復旧工事など13件であります。

3 目舞川清掃センター費、そして32、33ページになりますが、4 目花泉清掃センター費、5 目東山清掃センター費にありましては、最終処分場の管理経費であります。東山清掃センター管理費の施設補修等工事費の中に、放射性物質対策としてゼオライト槽の設置経費も含まれております。

4 項し尿処理費、1 目一関清掃センター費であります。第1し尿処理施設管理費の事故繰越分、それから34、35ページになりますが、第2し尿処理施設管理費の事故繰越分は、東日本大震災による工事遅延のため平成22年度から繰り越したもので、取水井戸水位計及び中継槽水位計交換修理、タラップ設置工事などを行ったものであります。

2 目川崎清掃センター費の施設補修等工事費は、I Z 循環ポンプ等設備機器整備工事であります。

4 款1 項1 目元金は、施設整備のため借り入れした組合債の元金で、整備事業ごとの償還金は備考欄の金額となります。2 目は組合債の利子であります。

なお、目的別地方債残高などは、主要な施策の成果に関する説明書4 ページに記載しておりますので、ご参照願います。

36、37ページになります。

7 款1 項1 目火葬施設災害復旧費は、千厩斎苑の敷地内道路舗装等災害復旧工事であります。

2 目廃棄物処理施設災害復旧費は、地震による大東清掃センターごみ焼却施設地震災害復旧費と火災による一関清掃センターリサイクル施設火災災害復旧費であります。

以上が一般会計決算であります。

次に、認第3号、平成23年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計歳入歳出決算について、補足説明を申し上げます。

52、53ページをお開き願います。

事業勘定の歳入であります。

1 款1 項1 目1 節現年度分特別徴収保険料であります。納付義務者3万8,352人、収納率は100%となっております。

2 節現年度分普通徴収保険料にありましては、納付義務者4,070人で収納率は85.04%であり、収入未済は562件であります。

3 節滞納繰越分にありましては、調定人数1,199人で収納率は6.66%であります。不納欠損343件の内訳は、死亡53件、生活困窮266件、転出・所在不明24件となっております。

2 款1 項1 目介護保険事業費分担金であります。1 節介護給付費分担金の分担割合は、10%が高齢者人口割、90%が給付割、2 節地域支援事業費分担金は100%高齢者人口割、3 節事務費分担金は、10%が均等割、90%が高齢者人口割となっております。分担金総額に占める構成市町の

負担割合は、一関市86.8%、平泉町5.9%、旧藤沢町7.3%となっています。分担金一覧表につきましては、主要な施策の成果に関する説明書34ページに記載しておりますので、ご参照願います。

4款1項1目介護給付費負担金は、介護給付費に対する国の負担分で、負担割合は在宅系で20%、施設系で15%であります。

54、55ページになります。

2項国庫補助金、1目調整交付金は、第1号被保険者の総数に対する後期高齢者の割合、所得段階の分布状況などを勘案して算定されたものであり、平成23年度の介護給付費総額の8.3%の交付率となっております。

2目介護予防事業費交付金は、介護予防事業費に対する補助であり、補助率は25%であります。

3目包括的支援等事業費交付金は、任意事業、包括支援センター運営経費等に対する40%の補助金であります。

4目介護保険事業費補助金は、介護報酬改定等に伴うシステム改修に対する50%補助であります。

5目介護保険災害臨時特例補助金は、東日本大震災により被災した第1号被保険者の保険料減免や利用者負担額の免除等に伴う100%補助であります。

5款1項1目介護給付費交付金は保険給付費の30%、2目介護予防事業費交付金は介護予防事業費の30%の交付金であります。

56、57ページになります。

6款1項1目介護給付費負担金は県の負担金で、負担割合は施設系で17.5%、在宅系では12.5%であります。

3項県補助金、1目介護予防事業費交付金は介護予防事業費の12.5%、2目包括的支援等事業費補助金は、任意事業、包括支援センター運営経費などに対する20%の県補助金であります。

3目県立病院等空き病床利用型介護保険事業特例交付金は、県立病院の空き病床を介護保険の施設として利用した場合の交付金で、地域密着型介護老人福祉施設分として2,900万円、短期入所生活介護事業所分として180万円の交付を受けたものであります。

4目緊急雇用創出事業補助金は、雇用対策として雇用した臨時職員の賃金などに対する100%の補助金であります。

7款1項1目利子及び配当金は、介護給付費準備基金及び介護従事者処遇改善臨時特例基金の利子、高額介護サービス費資金貸付基金の利子であります。

58、59ページになります。

8款1項1目介護給付費準備基金繰入金は、財源調整のため基金を取り崩し繰り入れしたものであります。

2項1目介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金は、介護報酬改定に伴う介護保険料の増加を軽減させるため、平成20年度に国から交付された交付金を基金造成していた基金から繰り入れしたものであります。

9款1項1目繰越金は、前年度からの繰越金であります。

10款1項1目第1号被保険者延滞金は、138件分であります。

2項1目第三者納付金は、交通事故等第三者行為を原因とする介護給付に対する納付金であり、3目雑入は、臨時職員・介護認定調査員の雇用保険料などであります。

次に、歳出について申し上げます。

60、61ページをお開き願います。

備考欄記載の主な内容について説明を申し上げます。

1 款 1 項 1 目総務管理費であります。介護保険運営協議会委員報酬は、6 回の開催に伴うものであります。平成23年度におきましては、介護保険法及び住民基本台帳法の一部改正法の施行に伴い、介護保険事務支援システムの改修を行っております。

62、63ページになります。

3 項 1 目認定審査費にありましては、介護認定に係る経費であり、220回の介護認定審査会を開催し、延べ8,450件の審査判定を行ったところであります。要介護認定申請状況、審査済み認定者数等の状況は、主要な施策の成果に関する報告書37ページをご参照願います。

2 款 1 項 1 目介護サービス費から、64、65ページの6 目特定入所者介護サービス費は、保険給付費であります。平成23年度介護保険事業計画に対する給付実績の進捗率は98.7%となっております。サービス種類別の利用人員、総費用等の詳細は、主要な施策の成果に関する報告書40ページから44ページをご参照願います。

3 款 1 項 1 目基金積立金は、介護給付費準備基金及び介護従事者処遇改善臨時特例基金に積み立てたものであります。

4 款 1 項介護予防事業費は、運動器機能向上、口腔機能向上、認知症予防教室などの介護予防事業を構成市町に委託し行ったものであります。

2 項包括的支援等事業費は、西部・東部地域包括支援センターにありましては、特定高齢者事業、総合相談、権利擁護、虐待相談などを行ったところであります。

地域包括支援センター業務委託料にありましては、一関地域の一部、大東・東山地域及び平泉町と平成24年1 月からは花泉地域に係る業務を社会福祉法人3 団体に委託した経費であります。包括的支援事業委託料は、在宅介護支援センター等19団体に委託し、在宅介護等に関する総合相談業務を実施したものであります。

66、67ページになります。

介護支援任意事業構成市町委託料にありましては、介護手当支給、介護用品の支給、配食サービスなどを構成市町に委託し実施したものであります。

6 款 1 項 1 目諸支出金にありましては、平成22年度の介護給付費等の精算に伴う国、支払基金、構成市町への返還金であります。

過年度保険料還付金にありましては、過誤納金等還付114人分であります。

災害臨時特例支出金は、東日本大震災に伴う被災者の食費・居住費自己負担分に要する経費18人分であります。

次に、サービス勘定について申し上げます。

70、71ページをお開き願います。

サービス勘定は、西部・東部の地域包括支援センターが所掌する要支援1・2の利用者に係る支援計画、いわゆるケアプランを作成管理する経費となっております。

歳入の1 款 1 項 1 目介護予防サービス計画費収入は、ケアプラン1 件当たり4,120円、初回加算3,000円で、合計9,853件分となっております。

72、73ページをお開き願います。

歳出であります。

1 款 1 項 1 目介護予防支援事業費は、介護予防支援員を配置し介護予防サービス計画の策定を

行ったところでありますし、介護予防サービス計画作成業務委託料は、居宅介護支援事業所に委託をしたもので5,882件分であります。

以上が、平成23年度一関地区広域行政組合一般会計、特別会計歳入歳出決算であります。

よろしく願いをいたします。

議長（岩渕一司君） お諮りします。

ただいま議題となっています議案2件の次の審議は、9月26日に行うことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（岩渕一司君） 異議なしと認めます。

よって、さよう決定しました。

議長（岩渕一司君） 日程第6、議案第9号、一関地区広域行政組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

田代副管理者。

副管理者（田代善久君） 議案第9号、一関地区広域行政組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正に伴い、一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格について新たに条例に規定するため、所要の改正をしようとするものであります。

なお、事務局長から補足説明させます。

議長（岩渕一司君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤好彦君） 議案第9号、一関地区広域行政組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

参考資料の新旧対照表でご説明申し上げます。

目次の改正は、技術管理者の資格について規定する条を加えることに伴う文言整理であります。

第26条の2は、技術管理者の資格基準について、新たに加えるものであります。技術管理者の資格基準につきましては、条例において規定する際の基準となる、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の内容を踏襲し規定しており、第1号は、化学部門、水道部門、または衛生工学部門に係る第二次試験合格の技術士、第2号は、第1号以外の技術士で実務経験1年以上の者、第3号は、施行規則第8条の17第2号イからチに掲げる者としております。なお、施行規則第8条の17第2号においては、2年以上環境衛生指導員の職にあった者及び大学、短期大学、高等学校等の学歴基準と、これに応じた実務経験年数により資格を定めております。第4号は、前3号の者と同等以上の知識及び技能を有すると管理者が認める者としております。

議案にお戻り願います。

附則でございますが、この条例の施行期日は、平成24年10月1日からとするものであります。

以上で補足説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長（岩渕一司君） お諮りします。

ただいま議題となっています議案の次の審議は、9月26日に行うことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（岩渕一司君） 異議なしと認めます。

よって、さよう決定しました。

議長（岩渕一司君） 日程第7、議案第10号、平成24年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第2号）から、日程第8、議案第11号、平成24年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第2号）まで、以上2件を一括議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

田代副管理者。

副管理者（田代善久君） 議案第10号、平成24年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第2号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、平成23年度決算剰余金の計上など、所要の補正をしようとするものであります。

1ページをお開き願います。

歳入歳出予算の補正額は、8,178万円を追加し、歳入歳出予算の総額を27億258万4,000円といたしました。

2ページをお開き願います。

目的別補正額は、第1表のとおりで、歳出につきましては総務費8,178万円を増額いたしました。また、歳入につきましては繰越金8,224万6,000円を増額し、繰入金46万6,000円を減額いたしました。

なお、事務局長から補足説明させます。

次に、3ページをお開き願います。

議案第11号、平成24年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、平成23年度の一関地区広域行政組合介護保険特別会計における決算に伴い、事業勘定において介護給付費の精算及び介護給付費準備基金に積み立てするため、また、サービス勘定において一般会計繰出金の減額など、所要の補正をしようとするものであります。

事業勘定につきましては、歳入歳出予算の補正額は393万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を138億379万8,000円といたしました。また、サービス勘定にありましては、歳入歳出予算の補正額は46万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を3,660万7,000円といたしました。

4ページをお開き願います。

事業勘定の目的別補正額は、第1表のとおりで、歳出につきましては基金積立金110万円を増額し、諸支出金503万2,000円を減額いたしました。また、歳入につきましては繰越金393万2,000円を減額いたしました。

5ページとなりますが、サービス勘定の目的別補正額は、第1表のとおりで、歳出につきましては、諸支出金46万6,000円を減額いたしました。また、歳入につきましては繰越金46万6,000円を減額いたしました。

なお、事務局長から補足説明させます。

議長（岩渕一司君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤好彦君） 議案第10号、平成24年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第2号）について、補足説明を申し上げます。

予算書8ページをお開き願います。

歳入であります。平成23年度一関地区広域行政組合一般会計決算により、前年度繰越金額が

確定したことに伴い精算を行ったものであります。

6 款 2 項 1 目介護保険特別会計繰入金は、サービス勘定の繰越金の確定に伴い46万6,000円を減額するものであり、7 款 1 項繰越金は、一般会計の繰越金の確定に伴い、前年度繰越金8,224万6,000円を増額するものであります。

次に、歳出であります。2 款 1 項総務管理費は、先ほど説明いたしました歳入を財政調整基金に積み立てするものであります。これにより、平成24年度末の財政調整基金の残高見込み額は2億8,777万5,000円余りとなります。

10ページをお開き願います。

議案第11号、平成24年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第2号）について、補足説明を申し上げます。

事業勘定の歳入であります。平成23年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計決算により、前年度繰越金額が確定したことに伴い、前年度繰越金393万2,000円を減額するものであります。

次に歳出であります。3 款 1 項基金積立金は、介護給付費準備基金に積み立てするものであります。これにより、平成24年度末の介護給付費準備基金積立金の残高見込み額は7億1,007万6,000円余りとなります。

6 款 1 項諸支出金は、過年度保険料、介護保険災害臨時特例補助金、事務費分担金の精算返還金として、構成市町などへ返還するものなどであります。

12ページをお開き願います。

サービス勘定であります。歳入の3 款 1 項繰越金は、前年度繰越金の確定に伴い46万6,000円を減額するものであり、歳出の2 款 1 項繰出金についても同額を減額するものであります。

以上であります。よろしく願い申し上げます。

議 長（岩渕一司君） お諮りします。

ただいま議題となっています議案2件の次の審議は、9月26日に行うことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（岩渕一司君） 異議なしと認めます。

よって、さよう決定しました。

議 長（岩渕一司君） 日程第9、一般質問について、これより順次発言を許します。

第1回目の質問、答弁とも登壇の上発言願います。

また、質問は通告に沿った内容であるとともに、質問、答弁に当たりましては、簡潔明瞭をお願いします。

一括質問答弁方式を選択した場合は回数は3回以内、一問一答方式を選択した場合は回数の制限は設けませんが、どちらの方式を選択しても、時間は60分以内としますので、ご留意願います。

勝浦伸行君の質問を許します。

勝浦伸行君の質問は、一問一答方式です。

3 番、勝浦伸行君。

3 番（勝浦伸行君） 議長より発言の許可をいただきましたので、先に通告しておりますとおり、衛生処理事業に関して管理者にお伺いいたします。

なお、今議会におきましても一問一答方式を選択し、質問を進める予定です。

私は、市民の皆さんにもわかりやすい言葉で質問を心がけてまいりますので、当局の回答につ

いても明確な結論を先にお答えいただき、説明は簡潔にお願いしたいと思います。

最初に、岩手県ごみ処理広域化計画について伺います。この質問に関しましては、6月に当局より私ども議会は詳しく説明を受けておりますので、それ以後の県南地区ごみ処理広域化検討協議会の進捗状況、次に、一関清掃センターのごみ焼却施設、一関清掃センターし尿処理施設の現状と課題について伺います。この質問に関しまして、6月に当局より詳しく説明を受けておりますので、特に市民にも理解しやすい内容で、施設の現状と課題について簡潔に答弁をお願いいたします。

次に、汚水処理事業について、特に浄化槽の管理について伺います。一関市は広域合併により広大な市域を有する市となりました。それにより今後、汚水処理事業に関しては、財政的な理由や広い市域で住宅が散在する地域の新たな下水道計画の整備は難しく、市当局ではその見直しについて検討を始めています。

私の調査によれば、今後は、仮に下水道がすべて計画どおり完成したとしても、汚水処理に関しては下水道利用者より浄化槽を利用する市民が多くなります。そこで、今後重要となってくるのは、汚水処理事業に対する取り組みです。豊かな自然環境と共生しながら生物の多様性を保全し、美しい自然を守り次世代に引き継いでいくことは、私たちに課せられた大きな使命です。そこで質問ですが、浄化槽設置後の維持管理について伺います。市民には非常にわかりにくい分野ですので、改めて浄化槽設置後必要となる手続きのうち、当行政組合の管轄である浄化槽の清掃作業について、その料金の概要を含めて伺います。

以上、壇上よりの質問とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

議長（岩渕一司君） 勝浦伸行君の質問に対する答弁を求めます。

勝部管理者。

管理者（勝部修君） 勝浦伸行議員の質問にお答えいたします。

まず、岩手県ごみ処理広域化計画の進捗状況についてであります。奥州市、一関市、金ヶ崎町及び平泉町を区域とする岩手県南ブロックにおけるごみ焼却施設のあり方につきましては、県南ブロックの4市町と2つの一部事務組合で組織する県南地区ごみ処理広域化検討協議会において協議を進めてきたところでありますが、同協議会では、各市町の施設の建設年度が異なるなどの理由から、県の計画に示されている県南ブロックのごみ焼却施設を1つに集約することについては合理的理由が見えず、その検証の必要があるとの判断がされているところであります。

同協議会では県に対して、計画の変更を求めるための合理的理由を示すため、ごみ等の発生量、運搬距離、住民の利便性、施設整備に要する費用、環境影響などを総合的に勘案して、処理施設の方式、合理的規模、数、配置、そして整備時期、事業主体のあり方など、県南ブロックにおけるごみ処理の広域化のあり方を整理して今後の方向性を検討するため、平成23年度末に県南地区ごみ処理広域化計画のための基本調査業務を委託しているところであります。基本調査業務の履行期限は本年11月末となっておりますことから、県南地区ごみ処理広域化検討協議会においては、基本調査業務の成果をもとに最終的な方向性の確認を行い、県との協議を行う予定となっておりますが、当組合としては、県南地区ごみ処理広域化計画にある県南地区に1カ所のごみ焼却施設では、圏域の広さなどから対応できないと考えているところであります。

次に、一関清掃センターのごみ焼却施設の現状についてであります。一関清掃センターの焼却施設は稼働開始から31年が経過していることから、長期稼働による施設全体の老朽化が進行しておりまして、施設改修等の早急な対策が必要な状況となっております。特に本施設は、近年、

各家庭から出される高カロリーのごみの質に対して対応できていない炉の構造でございまして、炉の処理能力である一日150トン焼却しようとした場合に、炉内温度の上昇や各設備の能力の範囲を越えてしまうおそれがありますことから、現在は焼却量を約60%に抑えた運転をしている状況にあります。一方、ダイオキシン類や有害ガス等の測定値は、すべて基準値以下となっております。施設運転による問題等は発生していないところであります。

平成23年度は、通常の定期補修に加えまして基幹改良を実施するなど、施設の維持運用に努めているところであります。現施設は当分の間、使用していく施設であることを踏まえ、適切な整備を行いながら安定稼働に努めてまいりたいと考えております。

次に、一関清掃センターのし尿処理施設の現状でございしますが、一関清掃センターのし尿処理施設は、昭和51年度と昭和52年度、この2年間で建設した第1し尿処理施設と、昭和61年度から昭和63年度までの3カ年で建設した第2し尿処理施設の2つの施設がございまして、処理能力はいずれも一日80キロリットルで、2つの施設で一日160キロリットルとなっております。

第1し尿処理施設は運転を開始してから34年が経過しておりまして、昭和63年度には放流水水質の向上安定化と延命対策を行っております。さらに、平成10年度には、破碎設備と夾雑物の除去装置など、前処理装置のすべてを更新したところであります。また、昨年度においても、基幹施設整備事業として脱臭装置の更新、沈殿槽掻き寄せ機を初めとする機器の更新工事を実施したところであります。

第2し尿処理施設につきましては運転開始から24年が経過しております。平成10年度に基幹的施設整備事業として汚泥脱水設備の更新及び水槽防食工事等を実施しており、施設の計画的な維持管理に努めてございまして、今後においても2つのし尿処理施設の性能水準を保ちながら、適切な維持管理に努めてまいります。

次に、浄化槽の清掃の際の料金についてでございしますが、浄化槽の清掃料については管内の各社とも1万500円となっております。余剰汚泥の汲み取り料金につきまして各社10リットル当たり67円となっております。汲み取りの汚水量については、浄化槽によって処理槽などの容量が異なりますが、設置基数の多い5人槽の平均汲み取り料金では1万5,410円、また、7人槽の平均汲み取り料金では2万2,110円となっております。

次に、旧手負沢作業所跡地の利用についてでございしますが、旧手負沢作業所は、平成15年4月の一関清掃センターリサイクルプラザの運転開始に伴いましてリサイクル業務を廃止し、跡地については現在、普通財産として管理しております。平成20年2月から平成22年7月までは、国発注工事の資材置き場、あるいは東北新幹線橋脚の補強工事等の掘削土の仮置き場として利用されておりました。普通財産の賃料を得ているところでございます。

この作業所跡地については、一関市防災計画において市内8カ所の臨時ごみ集積所の一つに指定されております。東日本大震災及び平成23年4月7日の余震の際には、跡地を家庭ごみの一時集積場所として利用したほか、現在は一関市の災害廃棄物の解体等に伴う瓦礫等の仮置き場として一関市が使用しております。一関地区広域行政組合における跡地の利活用については、構成市町との協議のもとに進めてまいりたいと考えております。

議長（岩淵一司君） 3番、勝浦伸行君。

3番（勝浦伸行君） それでは、一問一答で順次質問を進めさせていただきたいと思っております。

まず最初に、岩手県のごみ処理広域化計画について伺います。

この問題に関しては、私が議員になってからもそうですが、早い段階から、私を含め多くの議

員の皆さんから何度も質問されております。私は、その中で、今まで何度となく同じ答弁を伺ってきたわけですが、ことし6月の議員全員協議会、そして今日の答弁、話し合いが少しずつですが、進んでいることが確認できました。それを十分理解した上で質問を行います、6月に私どもに示された資料によりますと、新たに焼却施設を建設する場合、約8年程度の時間を有すると記載されています。また、現在の一関清掃センターは平成9年に新設の計画がありましたが、その当時の資料でも最短で7年程度が必要とされています、建設するのにですね。一関清掃センターの老朽化を心配しない市民、議員は全くおりません。

私は、今回の震災による放射能汚染牧草の焼却問題については、今日はここでは質問する予定はありません。あくまでも、一関市の老朽化したごみ焼却施設、し尿処理施設の現状に対して、これだけの年数がかかるということを知っているがですね、基本的な質問として伺いますが、このように一関清掃センターの建設に関しては、地元、狐禅寺地区生活環境対策協議会と交わした協定書の中に明確に、平成29年以降は現在の処理場で焼却しないことを前提に、できるだけ広域化計画の前倒しを進めることを約束しています。建設までそれだけの時間を要することを知りながら、なぜ今日まで、この問題に対して全く話し合いを進めてこなかったのか、その理由を簡潔にお願いいたします。

議長（岩渕一司君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤好彦君） 県南ブロックの広域化検討協議会、それなりに会議は開催してきたものというふうに認識はしてございますが、結果的にどうするかというふうな結論が今まで出ないで今日まで来たというのが実態だろうというふうに思っております。いずれにいたしましても、今、平成29年度までに広域化計画をするので、できるだけ狐禅寺地区との話し合いの中では前倒しをするというふうな、そういった覚書とございますか、そういったものがあるのも承知してございますけれども、大前提が広域化計画をどうするかという部分が大前提になるわけでありまして、そういったことを踏まえまして、それが決まるまで、あるいは新たな焼却施設、そういったものができるまで、できるだけ現施設を補修しながら万全な体制で臨んでいきたいというふうには思っております。

議長（岩渕一司君） 3番、勝浦伸行君。

3番（勝浦伸行君） 7年、8年かかることがわかっていながら、なかなか前に進んでいなかったというのは、これは事実だと思っております。この問題はあまり深く話をしてもなかなか結論出ませんので、次の質問といたしますか、次のことを伺いますけれども、ここに岩手県議会の6月議会、環境福祉委員会の議事録があります。それによると、当地域選出の県議2名が、汚染された農林業系の廃棄物との混合焼却についてと、県のごみ処理広域化計画について質疑を行っています。その質疑の中で、県の環境生活部長、資源循環推進課総括課長が以下のような、概略ですけれども、答弁をしております。「広域化計画というのは、あくまでも長期的な観点で進めるべきものでありまして、一方、今回の放射性物質に汚染されたさまざまな廃棄物の処理というものは喫緊の課題である。県の計画が隘路になっているのであれば、その分については地元の意向も踏まえながら検討させていただく」といった、かなり踏み込んだ発言をしております。ある意味、私はこれはゴーサインが出たものと思っておりますが、この内容はもちろん、ちゃんと理解していると思いますが、これを受けて行政組合は現在、どのような検討をしているのか伺います。

議長（岩渕一司君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） その6月の県の見解の内容でございますけれども、その後、私の受けとめ方で

は微妙に変わってきております。きのうも県の環境生活部長と話し合いをしてきたわけですが、ここでは詳細についてはちょっと話せない内容もありますので、いずれ時期が来たらそういう経緯については明らかにする必要があるとは思っていますが、県のほうの考え方も微妙に変わってきておりますので、今、県のほうと盛んにそここのところは詰めているところでございます。近々中にまた県のほうと協議をする予定でございます。

議長（岩淵一司君） 3番、勝浦伸行君。

3番（勝浦伸行君） わかりやすい答弁ありがとうございます。

それでは、次の質問に移ります。

今の管理者の答弁を受けて、これからさまざまな流れが出てくると思います。これはどのようなになったとしても、このごみ焼却施設、一関のですね、清掃施設の稼働できる期限はもう迫っています。そこで質問なんですが、先ほども何度か出てきておりますが、当行政組合は一関清掃センターのある地元、狐禅寺地区生活対策協議会と生活環境保全に関して協定書を作成し、覚書を取り交わしています。地元住民との信頼関係のもと作成されたものと理解していますが、私が一番心配するのはその信頼関係についてです。

狐禅寺地区は実に半世紀、50年にわたり一関市のごみ処理、し尿処理施設の受け入れを続けてきました。何度も言いますが、重要なのは地域住民との信頼関係です。先ほど答弁いただきましたが、清掃センターの周辺地域の美観対策、環境保全について改めてもう一度伺います。旧衛生処理場、手負沢の問題です。この質問は、6月の市議会一般質問でもここにいる副管理者、市議会の場合は副市長でございますが、田代副市長にお伺いしました。その答弁では、一関地区広域行政組合で管理、所有している土地ですので、考え方のすり合わせが必要とご答弁いただきました。それで、先ほど、今の利用状況について答えはいただきました。それは理解します。ただ、この処理場の跡地、現草ヶ沢に移転してから30年近く、30年以上経過しております。市と広域行政組合の間でこの跡地の利用方法について、今までどのような話し合いが行われてきたのか、まず伺いたいと思います。

議長（岩淵一司君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤好彦君） 跡地利用についてどのような話し合いをしてきたかというふうなことでありますけれども、近年まではリサイクル施設として手負沢の跡地を使用してきたというふうな経過もございます。そういった使用している間については、当然市との協議、そういったものは当然のことながらなかったというふうに考えてございます。いずれ、今現在、一関市内の災害廃棄物の置き場として使用しているというふうなこともございますけれども、基本的には普通財産というふうな形になっておりますので、今後こういった処分方法があるのか、そういった部分についてはまた当然構成市町とも協議してまいりたいというふうに思っております。

議長（岩淵一司君） 3番、勝浦伸行君。

3番（勝浦伸行君） 私が質問しているのは、もう移転したわけですから、この移転した跡地をどのように利用していくかということを市当局と話し合いをしてきたのかと、市がこういうので利用したいというので貸したとか貸さなかったというのではなくて、今後の将来性、将来も含めて、この跡地利用について行政組合と市が話し合いをしてきたのかということを伺っております。していなければしていないで結構ですので、答弁をお願いいたします。

議長（岩淵一司君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤好彦君） 基本的には話し合いをしてこなかったというふうなことであろうというふ

うには思っています。

議長（岩渕一司君） 3番、勝浦伸行君。

3番（勝浦伸行君） 明確な答弁いただいてありがとうございます。

私ね、この跡地利用に関して多分話し合いをしてこなかったというのは、地域住民、地元地域の皆さんに対する問いかけも今まで全くなかったような気がするからです。この地元地域の皆さんとあの旧手負沢跡地の利活用について意見交換を行ったことがあるのか、これも改めて伺いしたいと思います。

議長（岩渕一司君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤好彦君） 地元住民の方々との意見交換、そういったものはなかったというふうに認識しています。

議長（岩渕一司君） 3番、勝浦伸行君。

3番（勝浦伸行君） それでは、この隣接地について伺いますけれども、この手負沢の旧衛生処理場跡地の隣接地には、衛生事業組合の事務所兼作業施設があり、現在においても、し尿の一時保管がなされているようですが、これは間違いありませんでしょうか。

議長（岩渕一司君） 千田一関清掃センター所長。

一関清掃センター所長（千田勝君） そのとおりです。間違いございません。

議長（岩渕一司君） 3番、勝浦伸行君。

3番（勝浦伸行君） 私は一般企業の事業に関して意見を言うつもりは全くありません。ただ、あの地に衛生組合の事務所兼作業場があるのは、隣接地に衛生処理場があったため、便宜上あの地に事務所を設けたものと私は思っております。推察しています。

私はこれまで、狐禅寺地区に残るさまざまなごみ処理、し尿処理施設建設に関する資料がいっぱいあるんですね、多くの資料が。それを全部読んできました。地元の苦悩、行政当局の厳しい事情、さまざまなものが資料から読み取れます。ここで改めて申すまでもありませんが、ごみ処理、し尿処理場の建設は、地元の理解を得ること、そして信頼関係を構築することが非常に重要だと思っております。手負沢跡地のように全く地元の意見を聞かない、処理場移転後もいまだにあの場所でし尿の処理が若干量だと思いますが、行われている、地元住民にとっては、やはり大きな、受け入れてきた地元住民にとっては非常に大きな課題だと思いますが、考えを伺いたいと思います。

議長（岩渕一司君） 田代副管理者。

副管理者（田代善久君） ただいまの議員のお話しのとおり、まさしく地元の方々にいろいろなご協力をいただいているわけでございます。それらをしっかりと我々も認識をいたしまして、地元の方々との関係を構築してまいりたいというふうなことで努力してきたところでございますが、今後ともそういうふうな考えのもとで地元の方々といろいろな関係を築いてまいりたいというふうに思っています。

議長（岩渕一司君） 3番、勝浦伸行君。

3番（勝浦伸行君） 私が知る限りでは、非常に信頼関係は構築されていると思います。良好だと思っております。これを失うことなく、前に前に進めていただければと思っております。

以上で、この手負沢の問題は終わりにしたいと思います。

次に、これはちょっと聞き取りしていなかったので答えにくければ概略でもいいんですが、安全対策について伺います。一関清掃センターし尿処理場に向かう市道弥栄線の整備なんです、一

関市によって随分進めていただき、歩道もかなり設置が進みました。この道路は、堤防の土運搬等で非常に交通量が多くなっております。それで、清掃センターに向かうこの幹線道路なんですが、一関清掃センターに向かう唯一とっていい私は道路だと思っております、一関方面から来る場合ですね、一関、平泉方面から来る場合。それで、この幹線道路なんですが、ことは台風の被害がありませんが、この道路はこれまで、たびたび台風や大雨の被害で冠水し通行止めとなったことがあります、この幹線道路の迂回路について行政組合はどのように把握しているのか伺いたいと思います。

議長（岩渕一司君） 勝浦議員に申し上げますが、通告していますか。

3番、勝浦伸行君。

3番（勝浦伸行君） それでは、この問題については改めて別の機会に質問させていただきますが、あの道路を通過してごみ焼却場、し尿処理場にほとんどの車が行くわけですから、あの道路が通行止めになったとき、どのような道路を迂回して走るかというのは、私は行政組合はもちろんつかんでいるものだと思って質問したまでですので、これは当たり前のことです、今、大雨被害で道路冠水になるというのは日本中どこでもいつでも起こっておりますので、あそこが通行止めになったらどこを通るように行政組合がつかんでいるのかということだけを聞いたかったわけですが、答弁がないので、この問題はまた別の機会にしたいと思います。

それでは、次に、浄化槽問題について質問したいと思います。

一関市の予算を見ると、さまざまな公共施設予算に汲み取り等手数料や浄化槽管理委託料という項目で予算が計上されています。そこで質問するのですが、清掃業務を管理監督する局として、このさまざまな公共施設の水質管理に関して当行政組合はどのような権限を持っているのでしょうか。

議長（岩渕一司君） 千田一関清掃センター所長。

一関清掃センター所長（千田勝君） 浄化槽を管理するという、維持管理することについては、浄化槽管理士、浄化槽法の第48条ですか、たしか浄化槽の保守点検業務ということで、それをしようとするものについては県条例のほうで決まっております、県の登録をいただいた浄化槽管理士が浄化槽の維持管理を行っているということでございます。また、清掃についてでございますけれども、清掃業の許可につきましては、一関地区広域行政組合の許認可事務となっております、浄化槽清掃業の許可をこちらでやっております。

以上です。

議長（岩渕一司君） 3番、勝浦伸行君。

3番（勝浦伸行君） ここで一つ確認しておきたいのは、清掃の許可を行政組合がやっているわけですね。その中で、例えば一関市には公共施設にたくさん浄化槽があるわけですが、この管理に関しては、行政組合は清掃業務に関しては許認可を持っていますが、その出された水が汚れているとかどうのこうのという管理、そういうものは当行政組合には管理義務がないというふうに理解してよろしいでしょうか。

議長（岩渕一司君） 千田一関清掃センター所長。

一関清掃センター所長（千田勝君） そのとおりでございます。

議長（岩渕一司君） 3番、勝浦伸行君。

3番（勝浦伸行君） それでは、改めて、この問題に今このように明確に答えをいただきましたので、非常にわかりにくい浄化槽設置後の維持管理について伺います。これは一関市では、旧一関

市ですか、個人設置型を進めておりますので市民には非常にわかりにくい分野なんです。そこで改めて浄化槽設置後必要となる手続きについて伺いますけれども、私がいただいた資料を見ると、保守点検が必要となります、清掃が必要となります、法定検査が必要となりますとありますが、それぞれこの3つの保守点検、清掃、法定検査、これを管轄する部署をお伺いしたいと思います。

議長（岩渕一司君） 千田一関清掃センター所長。

一関清掃センター所長（千田勝君） 今のご質問ですが、先ほどもお話ししたように、浄化槽管理のうち、汲み取りとか浄化槽汚泥の、どうしても汚泥の濃度が高くなって水を汚すということで、それらの汲み取りをする業務については、うちのほうで許認可をしているところでございます。その他の設置から始まって、それから、それも浄化槽整備士とかそういった資格も必要となってきますし、一関地区行政組合等の所管としましてはくみ取りだけだということです。ちょっと他の下水道法にかかわる浄化槽整備士の資格の問題とか、それから届け出の問題、ちょっと把握しておらないところでございます。

議長（岩渕一司君） 3番、勝浦伸行君。

3番（勝浦伸行君） それでは、私の調査した内容でいきますと、浄化槽設置後必要なのは保守点検、これは4ヵ月に1回以上必要だと。それから清掃が必要だと、これは年1回の清掃が必要だと。それから法定検査、これも年1回必要だというふうに理解しております。それで、この保守点検、それから法定検査、これは県の管轄だと伺っております。それで、唯一清掃業務のみが市の行政組合の管轄となっているようです。非常にこれはわかりづらいんですね。例えば市民の皆さんが隣の浄化槽からスカムというんですか、汚泥みたいなものが流れてきた場合、これは県に直接電話する市民の皆さん少ないと思うのですが、これを担当するのは市になるんですか、行政組合なんでしょうか、まず伺いたいと思います。

議長（岩渕一司君） 千田一関清掃センター所長。

一関清掃センター所長（千田勝君） 浄化槽を管理しているのは浄化槽管理士という資格を持った方がやっていますので、それを指導するのは県のほうで指導するということになります。ですから、放流水の管理については、保健所とか、そういった部分で管理するものだ認識しております。

以上です。

議長（岩渕一司君） 3番、勝浦伸行君。

3番（勝浦伸行君） きょう、この質問をわざわざしたのは、これは9月の一関市の決算審査特別委員会の分科会、上下水道部の分科会で当局が、下水道課が個人設置型と市設置型の浄化槽の管理料について間違った答弁をしているんですね。今、私、この問題はここで議論すべきかどうかはわかりませんが、ここでも議論をしなければ清掃業務を扱っているのが行政組合ですから。

それで、どこが違ったかという、市設置型は4,300円の定額料を徴収して管理しているというふうに非常にわかりやすいんですね。それに対して個人設置型は年間の維持管理に対して年に4回の浄化槽の点検が必要である、それから清掃作業が1万500円かかると、それから年1回の検査として5,000円かかると、これが法定検査だと思いますけれども、合計で3万6,500円程度かかるというような答弁をされているんですが、先ほど管理者から回答をいただきましたが、清掃料金が全くこの中に含まれていないんですね。清掃をするときにはくみ取り料が発生するんですね。これは行政組合の管轄、非常にこれはわかりづらくなっている。ですから、浄化槽を1年間管理するには5万円程度以上、普通の5人槽、7人槽程度では5万円以上のお金がかかると、そ

れを市民の皆さん、これ行政当局でさえ勘違いしているんです。このような状況で一関市の汚水処理事業というのは前に前に進んでいくのでしょうか。非常に疑問だと思います。この汚水処理事業の考え方、汚水処理事業というのは、浄化槽の管理というのはこれからますます設置する方が増えていきますので、市民に対する説明が必要になってきます。これは市当局ともう一度検討し直して、市民にわかりやすい形で周知していく必要があると思います。いかがでしょうか。

議長（岩渕一司君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤好彦君） 今、勝浦議員から、るるご指摘いただきましたそういった点につきまして、市のほうに伝えてまいりたいというふうに思いますし、当組合として管轄する分として周知することがあれば、またどういった方法があるのか検討してまいりたいというふうに思っております。

議長（岩渕一司君） 3番、勝浦伸行君。

3番（勝浦伸行君） きょうの岩手日日の朝刊に汚水処理普及率の数字が大きく載っておりました。一関市は非常に厳しい数値だったと思っております。先ほども申しましたように、一関市の汚水処理普及率を上げていくためには浄化槽での管理が非常に重要になってくると思っております。この浄化槽の管理をしっかりとやらないと、清掃業務を含めてですが、一関市のこのふるさとの美しい水、川を逆に汚すことになりかねない。私は市当局と行政組合がしっかりと意思疎通して、わかりやすい形で市民に対して、今後この浄化槽の管理についての徹底をお願いしたいと思っております。

以上、意見とさせていただきます。

質問を終わります。

議長（岩渕一司君） 勝浦伸行君の質問を終わります。

次に、岡田もとみ君の質問を許します。

岡田もとみ君の質問は一問一答方式です。

2番、岡田もとみ君。

2番（岡田もとみ君） 日本共産党一関市議団の岡田もとみです。

通告のとおり、私は、安心して利用できる介護保険の事業にするために、6点について一般質問を行います。

1点目は、特別養護老人ホームの待機者の状況についてお伺いします。

この間の組合議会において、第5期計画の前倒しによる施設の増設で合計165床分、早期に入所が必要な153人の方の入所見込みができるという説明がありました。しかし、その時点で組合管内の特養ホームの待機者は829人、うち在宅で入所待ちの方は291人おりました。さらに、資料提供でいただきました9月13日に開催された介護保険運営協議会の年度別審査会認定状況の資料を見ますと、平成24年7月末現在の申請事由は、更新が2,070件、区分変更が214件、新規は748件となっています。介護度は1から5までありますので、新規の認定者のうちどれだけの方が待機者となっているのか、また、区分変更によって新たに待機者となった方がどれだけおられるのかを明らかにすることが必要ではないかと思います。4月から第5期計画に入りました。改めて、現時点での待機者の状況をお伺いします。

2点目は、4月から訪問介護の生活援助の時間が短縮されたことについてお伺いします。

従来は30分以上60分未満と60分以上という時間区分でしたが、20分以上45分未満と45分以上に短縮されました。介護現場では、この民主党政権が進める社会保障と税の一体改革による時間区

分の短縮で、60分だった援助を一律45分に短縮するなどの対応が行われています。厚生労働省は生活援助の時間区分の見直しについて、サービス量の上限を付したのではないとして、見直し以前に提供されていた60分程度のサービスも90分ほどのサービスも45分以上の生活援助として位置づけ、見直し後も継続して提供できるとしています。しかし、実際は、45分でも60分でも介護報酬は変わらないため、45分のサービスでやらざるを得ないという実態です。このことにより、利用者のニーズに応じた必要なサービスを提供しようとするなら利用者負担が増えるということになり、訪問介護の生活援助の時間短縮は、利用者にとっても事業所にとっても不利益が生じています。国に介護報酬の見直し、撤回を求めている必要があるのではないのでしょうか。生活援助の時間短縮による利用者、または事業所などからの苦情など、どのような声が寄せられているのかお伺いします。

3点目は、介護保険の対象となる福祉用具等の購入についてお伺いします。

介護サービスの中で利用者の生活環境を整えるために、福祉用具の購入や住宅改修費についてはそれぞれ上限はありますが、自己負担は1割となっています。しかし、支払いについては、いったん全額を払い、あとで9割を市から受け取る償還払いとなっています。今月、明治安田生活福祉研究所の実態調査で、利用者を取り巻く環境が明らかになりました。20%を超える方々が介護を始めてから世帯収入が減ったと答えており、そのうち5割以下に減った方も10%以上おられました。家族介護に伴う働き方の変化が家計に深刻な影響を与えています。中でも、手すりの設置やトイレの洋式化などの住宅リフォームの負担も重いとされ、介護経験者の56.2%が介護のためにリフォームを実施し、費用は10万円未満が27.8%、100万円以上が10.7%でした。介護のために減収する中、それに必要な出費が大変な負担になっているという現状です。

こうした状況から少しでも利用者の負担を軽減するため、受領委任方式を採用しているところがあります。あらかじめ、市町村と事業所が取り決めを行えば、利用者は1割分を事業者支払い、市町村が残り9割を事業者を支払うというものです。当座の資金繰りに心配することなく、高齢者の方が必要な生活環境を整えられるよう、当組合においてもぜひ、この受領委任方式を採用するよう提案いたします。

4点目は、低所得者の方の負担を軽減するための特定入所者介護サービス費についてお伺いします。

平成17年10月から介護保険施設等の食事と居住費が自己負担となったため、低所得の方については、施設利用が困難とならないように、所得に応じた負担額を超えた分は特定入所者介護サービス費として支給されます。しかし、この給付制度の対象は施設入所者としているため、在宅扱いのグループホームの入所者は対象外とされています。利用者にとってはグループホームも施設であって、同じ低所得の状況にありながら、入所施設が違ふことで支給される方とそうでない方が存在していることは改善すべきだと思います。すべての低所得者の方がこの負担軽減策の対象となるよう早急の対応を求めます。

5点目は、地域包括支援センターの業務委託についてお伺いします。

第5期介護保険事業計画では、地域包括支援センターの設置数について、千厩、室根、川崎、藤沢地域に1カ所だったものを、藤沢に新たに1カ所設置することとし、委託事業者を募集しておりました。資料提供でいただきました9月13日開催の地域包括支援センター運営部会の資料によりますと、藤沢地域の包括支援センターの業務委託について、委託先を一関市病院事業管理者、佐藤元美氏、委託期間は平成25年4月1日から平成27年3月31日まで、年間の委託費は2職種に

運営費を含み900万円の積算となっております。第5期計画では、さらに大東、東山地域に1カ所の地域包括支援センターを分割する計画になっており、現在は社会福祉協議会が委託されております。今後設置する委託先の体力によって委託費の積算はどうか、また、高齢者の生活を支える体制として、本来、地域包括支援センターには3職種の配置が必要とされておりますが、第5期計画では4カ所のセンターが2職種のみとなっております。そこで、地域包括支援センターの職員数と委託費の考え方について説明を求めます。

6点目は、包括的・継続的ケアマネジメントの主な取り組みについてお伺いします。

第5期介護保険事業計画では、個々の介護支援専門員のケアマネジメント力の向上等を図るため研修会を開催し、今後も東日本大震災の対応から見えた課題への対応を、研修会を通じて検証、対応策を考えるとありました。とても大事な取り組みです。一人でも多くの方々に参加していただきたいと思いました。この研修会の開催に当たっては、東部と西部の地域包括支援センターが交互に持ち回りで担当し、企画、立案、当日は会場設営、受付、駐車場係なども担うと聞いております。地域包括支援センターの直営と委託では、体制の違いなどから開催までの労力にかなりの負担の差が生じているのではないのでしょうか。開催状況についてお伺いします。

第5期計画では地域包括支援センターの設置数が増えますが、職員数2人というところが4カ所になる計画です。こうした体制のまま、研修会の担当が持ち回りで、果たして継続可能なのか、大変重要な取り組みですので、委託の地域包括支援センターの役割分担を明確にしつつ、改善すべきは改善し、高齢者の方々が地域で安心して暮らせる体制を目指していただきたいと思います。

以上、壇上からの質問といたします。ご清聴ありがとうございます。

議長（岩渕一司君） 岡田もとみ君の質問に対する答弁を求めます。

勝部管理者。

管理者（勝部修君） 岡田もとみ議員の質問にお答えいたします。

まず、特別養護老人ホームの入所待機者の状況についてであります。入居待機者については、岩手県から調査依頼がございまして、毎年3月31日現在で調査をしているところであります。本年度の調査結果については、現在、県から公表されておりましたが、当組合管内の本年3月31日現在の入所待機者数は820人となっております。このうち在宅での入所待機者数は261人、そのうち早期に入所が必要な方は167人となっております。いわゆる第5期計画の前倒しによる施設整備は、小規模特別養護老人ホームが4施設で116床、広域型の特別養護老人ホームが2施設で49床、合計165床が整備されたところでありますが、東日本大震災関係で平成23年度の開所予定が開所できず、ほとんどが今年の4月以降の開所となったところであります。本年度の3月31日現在の特別養護老人ホームの待機者調査には、4月以降、新規に開設した施設の入所状況は反映されていないというところでございます。

次に、この4月の介護報酬の改定による訪問介護の生活援助の時間短縮に伴う影響についてのお尋ねがございました。訪問介護、いわゆるホームヘルパーサービスの生活援助の時間短縮につきましては、サービス提供事業者の限られた人材の効果的な活用を図って、より多くの利用者に対して適切な状態把握に基づいて、そのニーズに応じたサービスを効率的に提供するという観点から時間区分の見直しが行われたものであります。内容といたしましては、従来の生活援助の時間について、30分以上1時間未満としていた区分を20分以上45分未満、それから1時間以上としていた区分を45分以上としたものでございますが、今回の改定によりまして、より利用者の実態に合った細やかなサービスが提供されていると認識しております。なお、これまで利用者等から

の苦情というものは寄せられていない状況でございます。

次に、福祉用具購入や住宅改修の費用に対する給付の方法についてでございますが、介護保険の対象となる福祉用具の購入につきましては、同一年度の購入費用の上限額である10万円に対しまして9割を支給し、同じく住宅改修については工事費の上限額である20万円の9割の額を支給するということになってございます。当組合では、福祉用具の購入及び住宅改修に対する給付について、いったん利用者の方に費用の全額をお支払いいただき、その後の申請により9割が払い戻される、いわゆる償還払い方式となっているところでございます。なお、ただいま議員からご質問のありました受領委任払い方式につきましては、今後、検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、認知症高齢者グループホーム入所者の負担軽減についてでございますが、特別養護老人ホームや介護老人保健施設など、介護保険施設につきましては、低所得者対策として住居費と食費の負担の軽減制度が設けられておりますが、認知症高齢者グループホームは介護保険制度の中の地域密着型サービスにおける居宅サービスとして行われており、住居費と食費の負担軽減制度が適用になる介護保険施設には含まれていないところでございます。当組合管内では25の事業所で315床の認知症高齢者グループホームが運営されておりますが、これらにつきましても特別養護老人ホーム等の介護保険施設と同様に低所得者の負担軽減制度は必要と考えてございまして、介護保険の制度において実施することを国に要望しているところであります。

次に、地域包括支援センターの職員数と委託費についてでございますが、第5期介護保険事業計画では、地域包括支援センターの職員配置基準を、高齢者5,000人を基準に保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員、この3種類の3人を配置することとしておりまして、5,000人を下回る場合は、保健師を含む2人を配置することとしております。第5期計画における地域包括支援センターの職員の総数は23人としておりますが、在宅介護支援センターが行っている相談窓口への職員配置などとあわせて配置職員の総数については、本年度中に見直しをすることとしております。また、高齢者5,000人以上を担当する地域包括支援センターにおいては3職種を配置してございますが、5,000人未満で2職種を配置している地域包括支援センターについては今後、3職種の配置について検討をしてまいりたいと考えております。

地域包括支援センターへの委託費でございますが、昨年度から地域包括支援センターにおける人件費モデルを再算定するなどの見直しを行って委託費を増額しているところであります。また、地域包括支援センターでは、センターに併設している介護予防支援事業所の給付費についても収入としているところであり、適切な運営がされていると認識しているところであります。

次に、包括的・継続的ケアマネジメント研修会の開催状況、それから今後の課題についてのお尋ねもございました。まず管内の地域包括支援センターが主催する包括的・継続的ケアマネジメント研修会は、直営と委託の地域包括支援センター、それから介護保険課、これらがそれぞれ役割分担をして運営をしているところであります。研修会当日の進行や資料の準備については、担当の地域包括支援センターが行っておりますが、その地域包括支援センターだけの負担にならないように医師会や歯科医師会事務局への講師の派遣依頼、あるいは日程の調整等については介護保険課と直営の地域包括支援センター職員が行っているところであります。今後においても、研修会の運営に当たっては、関係部署の役割分担を明確にするとともに、機関の連携を密にして実施したいと考えております。なお、研修会の開催状況でございますけれども、平成24年度は医療に強い介護支援専門員をテーマに開催してございまして、これまでに2回開催しております。今

後においては10月と11月の2回の開催を予定しているところであります。

議長（岩渕一司君） 2番、岡田もとみ君。

2番（岡田もとみ君） ありがとうございます。

それでは、順番に再質問をさせていただきます。

特別養護老人ホーム待機者の状況なんですけれども、早急に入所が必要な方が第5期計画の資料よりも増えているというような答弁だったと思いますが、特に、よく困ったと相談されるのが、病院から退院した時点で、病院からの退院を余儀なくされた場合に、施設入所がすぐできず、仕方なく在宅介護になるケース、そういった場合によく相談に来られる方が多いようです。施設はすぐ満杯の状態なんですね。国は当初、家族介護を解決するため、社会全体で介護を支えるためという、そういったことで介護保険制度を導入するとうたっていました。しかし、12年を経過した今でも、介護のために勤務時間を減らした、定年退職を早めたなど、そういった理由で減収に至っている介護世帯が多いという状況です。そこで、だれもが安心できる細やかな施策が重要になると思うんですけれども、いかがでしょうか。

議長（岩渕一司君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤好彦君） 今、病院から退院した場合にすぐ在宅になるという、いわゆる満床状態といった中で在宅になる不安というふうな部分も今お話がありましたけれども、基本的には今後、非常に重要になってくるのが医療と介護の連携、あるいはその福祉部門との連携、そういった部分について非常に重要になってくるというふうに思っております。さらにそういった部分の連携を緊密にしながら、退院される方の不安を払拭していくというふうなことが非常に重要だろうというふうに思っておりますし、第5期介護保険計画の中では在宅重視といいますか、施設からむしろ在宅で本人の尊厳を非常に重要視しながらやっていくというふうな部分に国全体ではシフトしているというふうに認識しております。そういった場合でも、今ご指摘のとおり、早期に退職して介護しなければいけないというふうな、そういった実態があることもまた事実であります。そういったところの整合性といいますか、そういったものを図りながらやっていくべきものというふうに認識しております。

議長（岩渕一司君） 2番、岡田もとみ君。

2番（岡田もとみ君） ありがとうございます。

細やかな施策が必要だという認識では一致しております。そこで、訪問介護の生活援助の時間短縮についてなんですけれども、具体的に答弁の中では介護現場からの苦情などはないというお話をいただきましたが、ヘルパーさん方にお伺いしますと、利用者の方々に、利用者の承認を得て、基本は前と同じ60分のサービスを提供しているといった状況の中で、中にはやはり自己負担が増えるのは困るということで45分に短縮して対応しているという状況もあるということです。そうした利用者にお伺いしますと、時間短縮した状況の中では、ヘルパーさんが前と違ってなかなか会話をしてくれないという、サービスの内容ではないのですが、実際利用者はヘルパーさんとの対話や相談を待ち望んでいる利用者が少なくないという現状でした。利用者に寄り添った対応を、そういった関係をつくることが利用者の心のケアにもなっており、とても大事なんですね。そうした対応が一切できず、現場ではいろいろ言われて困っているといった状況になっていると聞いています。事業者にとっては、これまで90分のサービスを45分の生活援助として2回に分けて訪問するようになったそうです。そうすると人手の問題で組み方がとても大変な上に、5分で行けるようなところではないと経費もかさむというような状況が発生しています。ヘルパーの実

態に合った細やかな対応ができているといったこともあるのかとは思いますが、こういった状況の中では、政府が打ち出した高齢者のニーズに応じたさまざまな生活支援サービスを日常生活の場で適切に提供するということはどうやって実現できるのか、ぜひ介護報酬の見直しを国に強く求めていただきたいと思いますというふうに聞いております。

議長（岩渕一司君） 松岡事務局次長兼介護保険課長。

事務局次長兼介護保険課長（松岡睦雄君） 今回の訪問サービスについては、ご指摘のとおり生活援助の時間区分がこれまでの30分、60分を45分ということで見直したわけですが、これは洗濯や掃除等の提供時間の実態を踏まえたものということになっておるようでございます。それで、先ほど管理者の答弁にありましたとおり、うちのほうには苦情等はちょうどいしておらないところではありますが、事業所等からの聞き取りによりますと、その時間が減った分について、ケアプランをもう一度再精査して、その時間に合ったような生活援助をして、今回特に苦情が発生していないというふうに聞いております。

それから事業者につきましては、ご指摘のとおり移動時間の関係があるわけですが、これは加算、介護従事者処遇改善交付金が今度報酬本体に組み入れたということで加算があります。事業者自身がその辺を研究なさっていただいて、加算金をうまく利用して移動時間の加算をするとか、そういったことで事業者の運営をしていただければなというふうに考えております。

議長（岩渕一司君） 2番、岡田もとみ君。

2番（岡田もとみ君） ぜひ、組合のほうからもそういった加算の状況ですね、事業者に周知するようお願いしたいと思います。

介護報酬の見直しについて国に強く求めていただきたいという質問でしたが、それについてはいかがですか。

議長（岩渕一司君） 松岡事務局次長兼介護保険課長。

事務局次長兼介護保険課長（松岡睦雄君） この介護保険制度のことにつきましての要望については、今後検討してまいりたいと思います。

議長（岩渕一司君） 2番、岡田もとみ君。

2番（岡田もとみ君） よろしく願いいたします。

福祉用具の購入につきましては、今後検討していくという答弁でございましたので、ぜひ前向きに検討していただきまして、早くそういった支払いの状況で利用者さんが生活環境を整えられるような状況に組合もしていただきたいと思います。

4点目の低所得者の負担軽減についてなんですが、施設増設も現在思うように進まない、家族介護の解消もままならないなど、先ほどもお話しした訪問介護の中でも介護報酬の状況など、こういった介護保険制度がこんなにも多くの問題を抱えているのは、介護保険が導入されたときに国庫負担割合をそれまでの2分の1から4分の1へと大幅に引き下げたからです。サービスや介護報酬を引き上げれば保険料や利用料の負担増に連動するという介護保険制度の根本矛盾を解決するためにも、国庫負担割合を増やすよう、あわせて国に求めていただきたいと思いますというふうに聞いております。

議長（岩渕一司君） 松岡事務局次長兼介護保険課長。

事務局次長兼介護保険課長（松岡睦雄君） ただいまの件につきましても、先ほど管理者からありましたように、低所得者の負担軽減制度は必要と考えており、国の責任と負担のもと、介護保険制度の中で実施することを国に強く要望してまいりたいと考えております。

議長（岩渕一司君） 2番、岡田もとみ君。

2番（岡田もとみ君） ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

特定入所者介護サービス費なんですけれども、決算書の中で不用額がおよそ2,900万円ほど出ていましたが、その内容についてお伺いします。

議長（岩渕一司君） 松岡事務局次長兼介護保険課長。

事務局次長兼介護保険課長（松岡睦雄君） 先ほど事務局長から、平成23年度の執行率について98.7%とお話したわけですが、介護保険サービスの利用が計画より若干下回ったということで、そのサービスの未利用の分でございます。

議長（岩渕一司君） 2番、岡田もとみ君。

2番（岡田もとみ君） いろいろと高齢者の方々のお話を聞く中で、介護保険を利用したくても利用していないというような状況にあるというお話を伺ったこともあります。やっぱり収入によって、そういった利用料の負担などを考えると利用を控えるといった高齢者も中にはあるようですので、やっぱり国にいろいろと要望していきながら、そういったいろんな制度、高齢者の方々が利用できるようにしていく必要があると思います。

次に、5点目の地域包括支援センターの業務委託についてお伺いします。

3職種の配置について、当組合では高齢者数5,000人を目安としているんですけれども、数だけで職員の配置を考えると実態とかけ離れてしまうと思うんですね。特に両磐管内は面積が広いということもありまして、こうした面積も考慮して職員の配置をする必要があると思いますが、この点についてはいかがでしょうか。

議長（岩渕一司君） 松岡事務局次長兼介護保険課長。

事務局次長兼介護保険課長（松岡睦雄君） 地域包括支援センターのいわゆる担当圏域につきましては、最低でも旧町村単位を基本とするということでありまして、さらには可能であれば中学校区単位というふうな状況もございますので、先ほど管理者から答弁させていただきましたとおり、今年度、ブランチの見直しとあわせて、その配置状況について検討してまいります。

議長（岩渕一司君） 2番、岡田もとみ君。

2番（岡田もとみ君） 委託費には業務上必要な事務職員が含まれていないといった状況もあります。事業者がそういった部分を持ち出しできるのか、独自に人を雇ってこなそうとするなら、例えば介護予防のケアプランの作成だと、50件やらなければ人件費に見合わないといった状況もあると思います。こういった点で、そういった委託する事業者の体力によって持ち出し可能な事業所か、そうでない事業所かという部分もあると思いますが、この点についてはどうお考えでしょうか。

議長（岩渕一司君） 松岡事務局次長兼介護保険課長。

事務局次長兼介護保険課長（松岡睦雄君） 地域包括支援センターの役割といたしましては、高齢者の相互相談、あるいは権利擁護、それから包括的・継続的ケアマネジメント業務等ございまして、いわゆる地域の高齢者の皆さんのためになるような、そういうセンターを目指してございます。そのために、高齢者相互相談等に今後も力を入れてまいりたいと考えております。それで、包括のほうでは予防プランも作成することから、介護予防支援員を別途各包括では採用しておりまして、その方たちを含めまして2人以上の体制にはなっているというところでございます。

議長（岩渕一司君） 2番、岡田もとみ君。

2番（岡田もとみ君） 包括で人件費の増額を行ってきているというような状況もございますが、

例えば、委託料を引き上げてきているんですけども、実際現場で職員の昇給というのはどうなっているのかお伺いします。

議長（岩渕一司君） 松岡事務局次長兼介護保険課長。

事務局次長兼介護保険課長（松岡睦雄君） ただいまの質問にお答えする前に、一つ前の質問でございしますが、当該包括がいわゆる赤字になる、もしくは黒字になるというところは、なかなか微妙な問題でありまして、福祉の分野でありますので、黒字がいっぱいあったらいいのか、もしくは赤字というのは困りますので、先ほど管理者から答弁ありましたとおり、今回、報酬の見直しをして赤字にならない措置をしております。それで、あまり黒字になるというのもこれも大変な状況になるのかなと思っております。

それから、各事業所の昇給の関係については把握していないところであります。

議長（岩渕一司君） 2番、岡田もとみ君。

2番（岡田もとみ君） 職員の昇給について把握していないということでしたが、介護職員の処遇改善は人材確保と大きく関わってきますし、ぜひアンケート等を行って検討していただきたいと思います。

最後に、包括的・継続的ケアマネジメントについてお伺いします。

その前に、今、答弁いただきました事業所の赤字にならない措置をとっているということでしたが、具体的にはどういった措置なのか、事業所に対してそういう措置があるよという周知のほうはどうなっているのかお伺いします。

議長（岩渕一司君） 松岡事務局次長兼介護保険課長。

事務局次長兼介護保険課長（松岡睦雄君） 具体的に申し上げますと、一番最初に委託した法人からその実績を踏まえて要望を頂戴しました。それに基づいて、私のほうで精査して今回引き上げたというところでございます。

議長（岩渕一司君） 2番、岡田もとみ君。

2番（岡田もとみ君） ありがとうございます。

次に、包括的・継続的マネジメントの研修会の状況についてお伺いします。

この研修会は、基本的にはケアマネージャーが参加する研修会なんでしょうか。

議長（岩渕一司君） 松岡事務局次長兼介護保険課長。

事務局次長兼介護保険課長（松岡睦雄君） そのとおりでございます。

議長（岩渕一司君） 2番、岡田もとみ君。

2番（岡田もとみ君） ケアマネージャーと現場で対応しているヘルパーさんの情報交換がとても高齢者にとっては重要な状況が、いろんな状況を情報交換することが大事だと思いますが、こういったヘルパーとの情報交換というのはどういった状況でやられているのか、やられていないのかお伺いします。

議長（岩渕一司君） 松岡事務局次長兼介護保険課長。

事務局次長兼介護保険課長（松岡睦雄君） ヘルパーさんについては、当組合が管理、指導する立場にないことからその機会はないのですが、ヘルパーさんとやはり接点あるのは、ケアマネージャーが個々のヘルパーさんと連絡を取りながら、その対象の高齢者の方の状況を判断してケアプランをつくるという立場で密接に関わっているものと考えております。

議長（岩渕一司君） 2番、岡田もとみ君。

2番（岡田もとみ君） 要介護度1、2のところで特に生活支援の内容にばらつきが目立ってきた

という話を聞いています。特に痴呆の症状がある利用者さんは手足に何の支障もありますが、日常生活動作に支障を来していて、介護度が低い割には大変手がかかるというような状況もあると言います。やはりこういった介護度のばらつきですね、今まで実際、要介護度の3の方が今は要介護1で見ているというような状況もあると言います。この要因に介護度の認定基準が下がったことが指摘されているのですが、こうした現状を改善することはできるのでしょうか。

議長（岩淵一司君） 松岡事務局次長兼介護保険課長。

事務局次長兼介護保険課長（松岡睦雄君） 訪問介護、いわゆるホームヘルプサービスにつきましては2つのサービスがございます、1つは身体介護、いわゆる食事のお世話とか入浴のお世話、それから今お話しした生活援助、住宅の掃除、それから洗濯、買い物、こういったものがございます。生活の援助につきましては、その方のできないところを補ってあげるというところが基本だと思いますし、すべてやってしまうと状態が悪化してしまうというところで、ホームヘルプなんです、その方の身体が悪くならないように一人ひとりの状況に合ったお世話をなさっていらっしゃる。すべてをお世話してしまうと、先ほど申したとおり、全く動かなくなってしまうという状況の中での生活援助でありますので、そういった活動をしながら状態が悪くならないようにヘルパーさんもやっていらっしゃる認識しております。

議長（岩淵一司君） 2番、岡田もとみ君。

2番（岡田もとみ君） ヘルパーの関係では組合の指導管理下でないということなんですけれども、やはりケアマネージャーが介護度を認定するわけですし、ヘルパーがサービスの支援に当たるという関係では、やっぱり連絡だけではなく研修会等のそういった情報交換できるような取り組みが必要だと思いますので、その検討を今後していただければと思うんですけれども、いかがでしょうか。

議長（岩淵一司君） 松岡事務局次長兼介護保険課長。

事務局次長兼介護保険課長（松岡睦雄君） 一つ、認定についてはケアマネージャーではなくて、うちのほうの職員がやっております。ケアマネージャーに対する指導と言いますのは、先ほど来ご質問のあります包括的・継続的ケアマネジメント業務の一環であります。これは、高齢者が適切なサービスを継続して利用できるように、ケアマネージャーを初め関係機関とのネットワークづくりをする、そして地域の皆さんと協力をして、さまざまな問題に対応することができる地域づくりに取り組むのが包括の役割の一つとなっておりますので、その中でケアマネージャーの皆さんの知識を増やしたり、いろんな情報を提供する場としております。

以上であります。

議長（岩淵一司君） 2番、岡田もとみ君。

2番（岡田もとみ君） ありがとうございます。

そのケアプランを作成するケアマネージャーとヘルパーの連携を、連絡だけではなくて交流できる、情報交換ができる場を設けていただきたいという質問なんですけれども、その点についてもう一度お伺いします。

議長（岩淵一司君） 松岡事務局次長兼介護保険課長。

事務局次長兼介護保険課長（松岡睦雄君） そのケアプランを作成するに当たって関係者が一堂に会して、その利用者の状態に合ったケアプランをつくることになっております。それで、関係する事業者、ヘルパーの事業者、それから先ほどありました福祉用具の事業者、そのほか通所介護の事業者、そういった方たちが一緒になって会議を開いて、その方のケアプランをつくるというこ

とになっておりますので、その中で連絡を密にする、しているというふうに認識させていただきます。

議長（岩渕一司君） 2 番、岡田もとみ君。

2 番（岡田もとみ君） 高齢者を取り巻く環境は、年金は引き下げられる中で介護保険料、利用料は引き上げられるといった、そういった利用料の引き上げについて、保険料の値上げについて、一つひとつは微増であっても利用者や介護世帯にとってはまるで真綿で首を絞められるような状況だということがあります。このような国政の状況で組合管内の高齢者の方々の生活を支える施策を今後とも努力していただくことをお願いいたしまして、質問を終わります。

議長（岩渕一司君） 岡田もとみ君の質問を終わります。

午前 of 会議は以上とします。

午後 1 時 30 分まで休憩します。

休憩 午後 0 時 2 6 分

再開 午後 1 時 3 0 分

議長（岩渕一司君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、大内政照君の質問を許します。

大内政照君の質問は、一問一答方式です。

1 番、大内政照君。

1 番（大内政照君） 1 番、大内政照です。通告に従い、一般質問をいたします。

午前中の質問にもありましたが、視点を変えて質問をいたします。

一関清掃センターの焼却施設の建設についてであります。

築 31 年がたち、焼却炉の構造や処理システムが旧式化しており、老朽化が進んでおります。また、維持補修費は、今後、年々増加すると予測されております。現在の一般ごみは高カロリーなごみになってきており、処理能力の面においてもこれに対応していない焼却炉です。

さて、世の中では電力不足が叫ばれております。鉄鋼メーカーや化学・薬品などの製造メーカーなどでは、自家発電設備で発電し余剰電力は売電し始めています。また、自然エネルギーから発電する仕組み、設備が大々的に喧伝されております。落ち着いて考えてみますと、エネルギーを電気に変えている仕組み、設備をどうしようか、ということなのではないでしょうか。

そこで、高カロリーなごみ質になってきている現状に対処しようとする、この高カロリーなごみを焼却する設備が必要であり、焼却することによってエネルギーが発生します。この高カロリーなエネルギーを利用しない手はないと思います。熱の回収、サーマルリサイクルといわれています。また、環境省廃棄物対策課では、平成 21 年度から環境型社会をリードする高効率ごみ発電施設の導入推進において、焼却処理に伴い生じるエネルギーの有効活用を行う高効率なごみ発電施設について、低炭素社会実現の切り札として交付率 2 分の 1 の積極的な拡充支援を行っていくとしております。高効率ごみ発電システムが必要だと思います。

また、岩手県南部、とりわけ両磐地域と奥州市近辺は、東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故によって放出された放射性物質の環境汚染が生じています。人の健康被害や生活環境に及ぼす影響は計り知れません。現に、一関清掃センターでは、今年の 4 月から一般ごみの焼却飛灰から高濃度のセシウムが計測され、固化処理など対応に苦慮しております。放射性物質を封じ込める方法や取り出し、分離する方法など、各分野で研究・開発中と言われております。また、一部では放射性物質を回収する技術が実現しつつあるという情報もあります。先端技術なのでもう少し時間がかかるかもしれません。しかし、新焼却施設の計画、検討しているうちに放射性物

質を回収する技術が進歩、実現すると思われます。

以上、上記2点の理由により、現在の状況、環境に対応可能なごみ発電と除染機能を備えた複合焼却施設、新焼却施設を早急に建設すべきと考えますが、考えをお伺いいたします。

以上で壇上よりの質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

議長（岩渕一司君） 大内政照君の質問に対する答弁を求めます。

勝部管理者。

管理者（勝部修君） 大内政照議員の質問にお答えいたします。

まず、ごみ焼却施設における高効率ごみ発電施設の建設についてであります。ごみ焼却施設への高効率ごみ発電施設の導入につきましては、近年、廃棄物処理施設においても地球温暖化への対策が強く求められており、全国的にも関心が高まってきているところであると認識しております。これまでの廃棄物の焼却による発電は、一般的な火力発電所と比較して発電効率が低く、高効率化は困難とされておりましたが、発電技術の進歩によりまして、一日当たりの焼却量が100トン程度の小規模な焼却施設であっても、高効率の発電が可能となっているところでございます。また、国においては、平成21年度から、通常のエネギー回収推進施設にあつては対象事業費の3分の1、高効率のごみ発電施設にあつては対象事業費の2分の1を交付することとした循環型社会形成推進交付金制度というものを設けまして、エネギー回収を積極的に推進しているところであります。

このように、高効率ごみ発電施設の導入につきましては、技術的にも、また財政的にも導入についての条件が整いつつあるというふうに認識をしておりますことから、現在内部でさまざま検討しているところでございますけれども、今後新たなごみ焼却施設を建設することがある場合には、高効率の発電施設や熱回収施設の設置について検討していかなければならないというふうに考えているところであります。

次に、放射性物質の回収可能なごみ焼却施設の建設についてであります。一関清掃センターごみ焼却施設は、東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響によりまして、飛灰から放射性セシウムが検出され、排ガスへの影響が心配されたところであります。昨年7月以来、毎月実施しております排ガス中の放射性セシウム濃度測定の結果は、いずれも不検出となっているところであります。

最近建設されております焼却施設を見ますと、高度な焼却技術と徹底した排ガス処理などによって、環境負荷の低減が図られ、より安全性の高い施設となっております。ごみ焼却施設の整備につきましては、現在、岩手県ごみ処理広域化計画に基づきまして、県南地区ごみ処理広域化検討協議会において検討中でございますが、当組合としては、県南地区ごみ処理広域化計画にある県南地域に1カ所というごみ焼却施設では、圏域の広さなどから対応できないと考えているところでございます。なお、当分の間は、既存施設の運転管理に最善の注意を払いながら、安全な焼却に努めてまいりたいと考えているところであります。

議長（岩渕一司君） 1番、大内政照君。

1番（大内政照君） ご答弁ありがとうございます。

2点に分けて質問しているわけですが、最終的にはこれは1つの施設で両方の機能を集約した形で進めていかなければいけないというふうに考えておりまして、これを分離して進めるということでは私はないと思います。

それで、まず自家発電の分なんです。平成22年度、23年度の決算を見ますと、これは光熱水

費ということで水道代も含めていると思いますが、概略ですが、平成22年度で1億7,800万円、平成23年度で1億8,400万、500万円ぐらいですか、ここから水道代を引けば電気代が計算できると。それから平成24年度の予算では2億2,100万円ほど予算計上しています。こういう大きな金額を、やはりせっかくエネルギーを燃やしているわけですから、発電する設備があれば発電できると、自家消費分も賄えるのではないかということで、もう過去いろんな全国で、かなりの場所で始められております。一つは大阪・堺市のクリーンセンター東第二工場、ここでもCO₂の排出抑制、それから売電が可能となった、売電収入も大きくなっていますよというような事例があります。これ一つの事例ですね。全国でもエネルギーパークということでかなりの場所にこういったごみ発電の場所が設置されております。ごみ発電事業者は市町村が主な経営体ということで、今後、有力な、むしろ逆に推進していかなければいけないのではないかなと思うのですが、今ほどお話ししました光熱水費の金額についてですね、かなりの金額ではあるのですが、その辺に対する、タイミング的にはずれると思うのですが、こういう経費がかかっているという部分について、当局として、組合としてどういうふうに考えているのか、その辺、答弁をお願いします。

議長（岩渕一司君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤好彦君） 今、大内議員からご指摘のとおり、光熱水費等一定レベルの経費が当然かかっております。しかしながら、現在の施設に発電システムというのは非常に難しいというふうなことで考えております。したがって、新施設の中で検討していくべきものというふうに思っておりますけれども、そして、また、国の補助金を受けるためには今後、エネルギーの回収システム、これがなければ基本的には補助金交付は受けられないというふうなことでなっております。そういったことから、発電であるとか、いずれにいたしましてもエネルギーの回収設備、そういったものは設けていかなければならないというふうには思っております。

議長（岩渕一司君） 1番、大内政照君。

1番（大内政照君） わかりました。

それで、私が聞きたいのは、やはり放射能の部分なんです。これは、どうしても一般ごみの中にももう紛れ込んできているというのが実態なんです。そうした場合は、特にこの辺は低線量被曝地帯ということで除染はかなり進めていますが、なかなかごみの中に紛れ込むのは防げないということで、焼却場での対処も必要になってくるというようなことが実態だと思うんですね。この辺の研究なり、現状はこうやっているというのはわかりますけれども、今後こういった機能を、新たな設備なりですね、そういったものを研究されているのかどうか、ちょっとその辺、教えてください。

議長（岩渕一司君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤好彦君） 現在は電気集塵機というふうな中で放射性セシウムを回収している状況でありますし、今、管理者から話がありましたとおり、基本的には排ガスの中からは不検出というふうな状況にあります。そういった中でも、さらに放射性セシウムを回収していくといいますか、排ガスのさらなる安全策というふうなものが当然考えられるわけでございますけれども、新たに例えばバグフィルターとか、そういったものをつけるには、相当の当然経費もかかりますし、現在の焼却施設の耐用年数をあわせ考えますと、果たしてそれがベターなのかというふうな、そういった部分もございます。いずれ、新施設を建設する場合には、非常に高度な放射性セシウム回収装置といいますか、基本的にはバグフィルターになるかと思っておりますけれども、そういった施設、設備を備えることについて当然考慮していかなければならないというふうに考え

ております。

議長（岩渕一司君） 1 番、大内政照君。

- 1 番（大内政照君） その放射性物質の回収なり分離というのは非常に高度な技術が必要なんですよ、必要なはずなんですね。今でもそれが難しいということではなかなか確立されていないというのが現状なんですね。そういう意味では、私、もう少し研究すべきだと思うんですよ。原子力施設のメーカーである東芝なり日立製作所なりですね、ああいうところにもかなり全国から問い合わせがいつているという話を聞いたことがあるんですね。現状のごみ施設で間違いなく外部に出ていないというお話でしたけれどもね、私はそこら辺、ちょっと、確かにそうかもしれないけれども、ちょっと疑問に思うんですよ。測定精度とかいろんな風向きだ何だということもあるんでしょうし、大東清掃センターでしっかり計測しているという実態を見ていると安心できるなど、一関でも恐らく同じようなやり方をやられているんだろうということで安心はできそうなんです、しかし、やはり放射能というのはとにかく目に見えない厄介なものですから、もう少し研究すべきことだと思うのですが、排ガスには入っていないから大丈夫だよと言い切るのもいいのですが、そこら辺、ちょっと答弁をお願いします。

議長（岩渕一司君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤好彦君） 大東清掃センターも非常に高性能なバグフィルターを持っておりますけれども、牧草の焼却の説明会の中でもお話をしておりますが、基本的に全然出ていないというふうなことは理論的にあり得ないというふうなことでお話はさせていただいております。いくらかのセシウムにつきましては、どうしても排ガス中に出ていくというのが、これは理論上実態だろうと、そういうふうに思っております。しかしながら、排ガスの国の基準でありますけれども、セシウム134につきましては1立方当たり30ベクレル、それから137につきましては60ベクレル／立方というふうな国の規制値があります。この空気をゼロ歳から70歳まで吸ったとしても、被曝量は1マイクロシーベルトというふうな形で国からは示されてございます。そういったことからすれば、現在不検出という非常に低いレベルになってございまして、健康被害、そういったものはほとんどないというふうに理解をいたしております。

議長（岩渕一司君） 1 番、大内政照君。

- 1 番（大内政照君） 放射性物質の健康被害というのは、お医者さんによってははないという方もいらっしゃるし、しかし、こういった、特に盛岡に比べると一関、平泉あたりはもう5倍ぐらいの空間線量がありますからね。ですから、盛岡に比べると危険だと。福島県の比較でも私が一度データを見たときは、いわきとか南相馬、相馬のあたりですかね、あの辺とこの辺は同じレベル、ということはそんなに低くはないということだと思うんですよ。なおかつ、最近、福島県内の子供たちの健康被害を調査したところ、35%の子供たちに何らかの健康障害が発生していると。お医者さんによってはこれは何でもないよという方もいらっしゃるようですし、いや、そうでないよ、今後大変な事態になるよという話の方もいらっしゃいます。見方がいろいろあるみたいですね。だけれども、安全サイドで考えればない方がいいわけですから、なければならぬに越したことはない。そのためにはどうするかというのが大事なことであって、やはり大いに、排ガスは出ていない、大丈夫だよということも確かにおっしゃることはわかるのですが、周りの環境がやはり低くはないです。そこら辺もやっぱり考慮に入れながら、ごみの焼却灰の部分で、また今後どんどん集まってくる、来なければおかしいですからね、集まってくるわけですから。そこら辺、もう少し研究していただきたいなと。その原発メーカーですね、というお願いと、あとは多分予

算に絡んでくると思うんですね、これをつくるにはお金かかるわけですから。そうした場合、震災関連予算の転用なり獲得はできないものかどうか、ちょっとこの辺、その辺は検討できないものかどうかをお伺いします。

議長（岩渕一司君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤好彦君） 排ガスの放射性セシウムレベルが低ければ低いほどいいというのは、これはもう誰が考えても当然であります。そういった中では、どういった対策があるのかという部分については当然、今後さらに勉強してまいりたいというふうに思います。

それから、震災絡みの予算で対応できないかという部分のお話も今ございました。そういった中で、どういったものが、前段にお話ししましたが、どういったことができるかという部分について、それについてはさらに勉強させていただきたいというふうに思います。

議長（岩渕一司君） 1 番、大内政照君。

1 番（大内政照君） それでは、もう 1 点、ちょっと視点を変えましてね、放射性物質の汚染の対策関連予算、ちょっとまた別な分野だと思うのですが、この辺についてはいかがなんでしょうか。これ恐らく除染だ何だと今かなり予算はついているはずですが、こういった焼却施設なりというところにもやはり関連して、関係してくると思うのですが、いかがでしょうか。

議長（岩渕一司君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤好彦君） 高レベルの焼却灰の、いわゆる指定廃棄物になりますけれども、そういった部分の関連予算であるとか、放射線のモニタリングの予算であるとか、そういった部分についてはございますけれども、いわゆる排ガスシステムに特化した部分ではどうかというふうな部分については詳細にちょっと把握していないところであります。

議長（岩渕一司君） 1 番、大内政照君。

1 番（大内政照君） 今のご回答で、はい、そうですかというわけにはちょっといかないですね。やっぱり主張をしないと予算というのは取れないのではないですか、黙っていても。やはりこちらから主張して、こういうところに使いたいので、このぐらいの予算かかりそうだからというふうな話をしないと、お金を出すほうも判断しかねると思いますね。この辺についてはどういうふうに行動を起こしているのか、ちょっと答弁をお願いします。

議長（岩渕一司君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤好彦君） 先ほどもお話ししましたが、現在、電気集塵機で一関清掃センターではセシウムを除去しております。そういった中では、バグフィルターをつければさらに除去できるというふうなことは当然認識しておりますけれども、施設の耐用年数であるとか、そのバグフィルターを取り付けるスペース、あるいは施設の改修費用、そういったことを考えると、当然排ガスの濃度は検出下限値といった中では基本的には許容範囲ではなかろうかというふうな思いはしてございます。いずれ、新たな除去装置といいますか、そういった部分について情報があれば積極的に集めて、収集してまいりたいというふうに思っております。

議長（岩渕一司君） 1 番、大内政照君。

1 番（大内政照君） るる、いろいろ前向きな答弁をいただきましたので、ぜひ今後積極的に動いていただきたいなというふうに思いますし、ただ一つ、ちょっと懸念があるんですよ。それは何かと言いますと、完成時期はいつかということです。いつ新しい、そういったごみ発電と放射性物質を除去できるような設備を、施設をつくれるのか完成できるのか、それをお伺いします。

議長（岩渕一司君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤好彦君） 新施設というふうなことにしましては、いずれ今、ごみ処理広域化計画のそういった部分の検証をしてございます。基本的にそれが決まらないと、どういう方向に行くのかという部分についてが定まらないというふうな状況にあります。いずれ、広域化計画の状況を見極めながら、新施設については、建設する場合はそういった計画の見直しの中で当然やっていくべきものというふうに思っております。

議長（岩渕一司君） 1 番、大内政照君。

1 番（大内政照君） 午前中のご答弁でもありましたが、今、打ち合わせ中ということらしいのですが、やはり、当然県を通じてという話にはなるのでしょうか、やっぱり国の動向も見ながら、やっぱり国ではもういろいろ新エネルギーなり原発以外のエネルギーについていろんなことを考えているんですよ。そういった状況を把握しながらやっぱり進めていかないと、なおかつ、もう築31年ですからね、早急にやらないとこれは大変なことになるんですよ。補修費だけかかってしまってどうしようもない、そんな状況になりますので、これは早急に、今日は、どうもその完成時期は答えは出そうにないのであれですけども、早急に進めるということをお願いしたいなど。以前のちょっと議会での説明では8年ぐらいかかりそうだというような、普通にやって8年ぐらいかかりそうだというようなお話がありましたが、今から8年も待ってられない状況だと思うんですよ。その辺の切迫感というのはどういうふうになるのでしょうか、県のほうではどういう話をしているのでしょうか、ちょっと答弁をお願いします。

議長（岩渕一司君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤好彦君） 先ほど勝浦議員の質問に対しまして管理者がお答えしてございますけれども、県の動きもいろいろ変わっているというふうな状況のようでございます。そういったものを見極めながらというふうなことになろうかと思います。

議長（岩渕一司君） 1 番、大内政照君。

1 番（大内政照君） それでは、そういった諸々の環境なり状況が変わりつつあるということを認識していただいて、なおかつ、そういった技術的な問題もありますので、やっぱり新しいものを積極的に取り入れないと、今後我々の生活環境が保てないというような状況になると思いますので、今ご答弁いただいたことを含めて、積極的に早急に新しい複合焼却施設を建設していただきたいというふうに思います。これは意見になりますけれども、再度決意をお願いします。

議長（岩渕一司君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤好彦君） いろいろ貴重なご提言等いただいたところであります。できるだけそういったものに沿って進めてまいりたいというふうに考えております。

議長（岩渕一司君） 1 番、大内政照君。

1 番（大内政照君） では、積極的な前向きな答弁に期待しまして、私の質問を終わります。どうも清聴ありがとうございました。

議長（岩渕一司君） 大内政照君の質問を終わります。

次に、菊地善孝君の質問を許します。

菊地善孝君の質問は一問一答方式です。

8 番、菊地善孝君。

8 番（菊地善孝君） 日本共産党一関市議団の菊地善孝でございます。

通告の2件について順次発言をいたします。

まず、小規模特老の県立大東病院隣地への設置の件であります。

9月12日の第3回同病院のあり方に関する検討委員会席上において、市担当部長より表明がありました。その後、地元新聞に、管理者でもある市長のコメントが載っていました。それは、可能性を話したものである云々ともとれる、地元からすれば驚くような内容のものでありました。そこで、真意をお聞きしたい。あのタイミングでベッド数の関連での発言であり、影響は大きいものがあります。市長自身からの答弁を求めたいと思います。

次に、一関地区可燃ごみ施設更新に係る広域計画等の進捗状況報告と汚染牧草等の焼却実績についてもあわせて報告を求めたいと思います。午前中の同僚議員への答弁の中で、県環境部長との接触の中で広域計画との関連する部分がありました。被災3県、とりわけ放射能汚染度合いの高い地域に、発生前の延長線上での立場で対処し続けることはあってはならないことであります。稲わら、牧草に加え、シイタケ原木処理を考察するとき、技術的に解決したダイオキシン対策を中心とした広域化計画は白紙に戻してしかるべきであります。微妙な部分があるとの発言でありましたが、一関・両磐、胆江ブロックは他地域と別立てで考えざるを得ないというものなのか、それとも別な形での考え方なのか、この部分に限って、可能な限り紹介をいただきたいと思います。

同施設更新問題は、ダイオキシン発生、大東清掃センターのごみの受け入れ問題ということが同時並行的に起こったために、10年ほど前に頓挫をした経過があると私どもの前任者から引き継いでいます。だからこそ私は、度々この問題を取り上げ、取り組みの強化を主張してきたところであります。きょうの他議員の、同僚議員の発言、通告を見ても、その変化を見ることができません。住民の方々の要望、意見との関連では、舞川清掃センターの取り組みもあわせて報告を求めたいと思います。

以上でございます。

議長（岩渕一司君） 菊地善孝君の質問に対する答弁を求めます。

勝部管理者。

管理者（勝部修君） 菊地善孝議員の質問にお答えいたします。

まず、県立大東病院の隣接する場所に小規模特別養護老人ホームを設置することについてでございますが、特別養護老人ホームなどの介護施設に入所されている方にも医療ニーズの高い方々がいる状況もございます。病院と特別養護老人ホームが隣接して整備されることは、医療と介護の連携が促進されるものでございます。入所されている方々にとっても安心安全につながるものと考えているわけでございます。

当組合の平成24年度から平成26年度までの第5期介護保険事業計画においては、小規模特別養護老人ホームは東部地域に29床を整備することとなっております。この施設整備に当たりましては、当組合が建設候補者を公募いたしまして選定することとしておりますが、選定に当たっては建設地域の指定はないことから、応募した法人の理念や利用者へのケア体制、さらには設置場所などを総合的に判断して、最も優れていると思われる事業者を建設候補者として決定することとしていただいております。

大東地域は東部地域の中でも高齢化率が最も高い地域でございます。また、施設整備率は逆に最も低い地域でもあります。こうした状況を踏まえて、大東病院の隣接地への小規模特別養護老人ホームの整備については、一関市の構想も参考にしながら組合としても検討してまいりたいと考えているところでございます。

次に、ごみ処理広域化計画の進捗状況でございますが、岩手県南ブロックにおけるごみ焼却施

設のあり方については、県南地区ごみ処理広域化検討協議会において協議を進めているところでありまして、現在は広域化のあり方を整理し、今後の方向性を検討するため、平成23年度に県南地区ごみ処理広域化計画のための基本調査業務を委託しているところであります。

この基本調査業務の履行期限が本年11月末となっておりますことから、県南地区ごみ処理広域化計画協議会においては、基本調査業務の成果をもとに最終的な方向性の確認を行って県との協議を行う予定としておりますが、当組合としては、県南地区ごみ処理広域化計画にある県南地区に1カ所のごみ処理施設では、圏域の広さなどから対応できないと考えているところであります。

次に、大東清掃センターにおける牧草の焼却処理状況でございますが、放射性物質を含む牧草の焼却処理については、大東清掃センター及び東山清掃センター施設周辺住民の皆様のご理解とご協力のもとに、平成24年2月6日から、放射性物質を含む牧草の焼却計画に基づいて実施しております。2月の焼却開始時期から8月末までの7カ月間の焼却の実績は570トンでございます。月平均では約81トン焼却しておりまして、本年度の焼却量は約1,000トンとなる見込みであり、おおむね計画どおりに推移している状況でございます。また、焼却に伴い発生する焼却灰の放射性セシウム濃度は、2月から8月までの平均で2,349ベクレルで推移してございまして、今後も焼却計画に定めている牧草焼却中止の基準値でございます5,600ベクレルを超えることのないよう、安全かつ安定的な焼却に努めてまいりたいと思っております。

次に、舞川清掃センターと近隣住民とのかかわりについてでございますが、舞川清掃センターの運営につきましては、地元の行政区長や住民代表で組織する一般廃棄物最終処分場地区協議会、あるいは地元の皆様方の協力をいただきながら施設運営を行っているところであります。一般廃棄物最終処分場地区協議会は、最終処分場の維持管理、運営等について、廃棄物の適正処理及び周辺の快適な環境の確保に関することを協議するため設置されたものでございまして、組合で同協議会と地元に対しまして、稼働状況の説明会や最終処分場の放流水質の測定結果の報告会を定期的に開催してきているところであります。また、同協議会では、埋め立てごみ等の処理状況の監視活動を行っていただいております。浸出水処理施設及び隣接するゲートボール場、グランドゴルフ場の維持管理についてもご協力をいただいております。特にも、放射能を含んだ飛灰の保管に関しては、昨年度、同協議会の会議を8回、地元説明会を3回開催いたしましたほか、住民対象の放射線セミナーを開催しているところであります。舞川清掃センターの運営につきましては、今後とも同協議会や住民の皆様方と十分に連携を図りながら、施設の管理運営に努めてまいりたいと考えております。

議長（岩淵一司君） 8番、菊地善孝君。

8番（菊地善孝君） 順次再質問いたしますが、前段の部分ですね、この特老の前段の部分、医療と介護、福祉云々という部分については当然の考え方ですから、これについては触れませんが、実は5期計画の前倒し、この関係で言えば、大東地区内で1施設、1事業者が計画をしていたんだけども着工ができないという宙に浮いたようなのがございますね。今お話しいただいた29床云々、東部地域に云々というのはそれを指しているのか、それとも別枠なのか、その部分についてまずお話をいただけませんか。

議長（岩淵一司君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤好彦君） 今ご指摘がありました5期の前倒し計画の施設整備につきましては、基本的には終わっているといえますか、精算になっているというふうなことになります。したがって、その5期の前倒しの部分と今回、第5期計画で盛っている29床分についてはまた別物というふう

な、基本的にはそういった形になってございます。

議長（岩渕一司君） 8番、菊地善孝君。

8番（菊地善孝君） これはある意味で大切なことですから、今の答弁で尽きているのかもしれませんが、当初前倒しで計画したうちの一つが事業所の関係で着工されていないというのがあります。これについては既に白紙に戻ったというふうに理解していいのかということですが、いかがですか。

議長（岩渕一司君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤好彦君） 今、ご指摘がありましたとおり、まさに白紙に戻ったというふうなことであります。

議長（岩渕一司君） 8番、菊地善孝君。

8番（菊地善孝君） 9月12日の第3回目の県立病院の検討委員会の席上においてお話しいただいたときに、部長を通じて説明いただいたときに、この東部地区への29床の新たな設置、それを県立病院の隣地にということを実現する、推進するためには旧東磐井の他地区の了解を得なければならないという趣旨の説明があったんですね。私はそれを聞いていて、はてなと首をかしげたわけです。というのは、今話した白紙に戻ったと言われる29床の問題があるので、それほどの手続きが必要なのかしらと思ったわけです、率直に。私としては、これはやろうと思えばやれるし、改めてそのことによって特に了解を取るという、そういうふうな段階の話をする必要があるのかしらと、はっきり言えないのではないかと、こういう経過はあったけれども、29床の新たな設置については大原のあの隣地に設置をしたいということですという程度の一方向的話し合いでいいのではないかと私は判断するわけですが、いかがですか。

議長（岩渕一司君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤好彦君） 管理者から答弁したことに尽きるわけでございますけれども、選定に当たっては、第5期の計画の中の29床分に当たりましては、基本的に建設地域の指定、そういったものはしていないというのが実態というふうなことでございます。

議長（岩渕一司君） 8番、菊地善孝君。

8番（菊地善孝君） 含みのある発言をしていただくとさらに質問しなければならなくなるのですが、どうなんですか。もう一度繰り返しますけれども、小規模特老を実はこういうところにつくりたいという事業計画が上がりました、前倒しの過程で。それについては、ゴーサイン出したはずなんですよ。しかし、その立案したところの経営その他の都合で実質返上したような形になっているわけですね。その部分は大東としては手続きがされなかったのでしょうか。要するに施設整備がされなかったわけでしょう。旧天狗田小学校跡地につくったものとは別物ですよ、これはね。だから、だとするならば、旧東磐井地区、東部地区のどこにするということは5期計画で特定はしていないということだけれども、そういう経過があるのだから、そしてさっきの管理者答弁にもあったように、施設整備率が低いわけですから、そういう意味では9.12、第3回目の検討委員会で担当部長からお話しいただいたような手続きですよ、合意を取り付けるというような手続きまで必要なのかしらと聞いているわけです。いかがですか。

議長（岩渕一司君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） 第5期の前倒しの計画の中でエントリーしていただいたものが一たんそれはそれでリセットになっているわけです。それを、前にこういう経緯があったから、リセットになった前の分までまた継続して、今それを前提として進めますよというふうにはなかなかいかないわ

けです、手順として。いったん前倒しの分が終わって5期計画の分として、さあ、これからどうしようかということを検討する場合には、またこの東地区全体の中で考えていかなければならない、そういうことが大原則です。その場合にやはり考慮すべきことはさまざまあります。さっき言いましたとおり高齢化率も高い、それから施設が逆に少ない、そういう地域という現状についての認識は十分持ち合わせがありますので、だからといってそれを条件として決定するわけでもございませんけれども、第5期の計画という今の29床、これからもし具体的に動かしていくとすれば、そういう前倒しの分の一たんリセットになったものはリセットとしてそこで一たん終わりにして、また新たに検討していくということになります。それが当日の説明会で担当部長のほうから申し上げた内容だと私は認識しております。

議長（岩渕一司君） 8番、菊地善孝君。

8番（菊地善孝君） そこまでは了解いたします。さらにお聞きしたいのは、説明いただきたいのは、実は来年、県立病院そのものについては、今の医療局の案では平成26年度の着工ということになっていますよね。上期なのか下期なのか知りませんが、平成26年度中には着工したいということなんですよ。この5期計画での29床、小規模特老については、そういう形でつくるということになれば、その手を挙げた事業者の考え方にもよるのでしょうか、大体どの時期の完成を目指すということになるのでしょうか。

議長（岩渕一司君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） 具体的な話というのが今ないわけですが、仮にそういう計画が具体的に進んでいくとすれば、私は病院と同じ時期というのが前提となると思います。そういうのを目指していきたいと思っています。

議長（岩渕一司君） 8番、菊地善孝君。

8番（菊地善孝君） 私はここで一つの考え方といいますか、意見を述べたいと思うのですが、実はこの問題も大東地域にとっては大きい問題なんですね、病院の問題と一体で。それで、この介護だとか何かを手がけている責任者の何人かと話をこの間してみました、改めて。そうしたら、やっぱり29床を隣地に整備いただくのであれば、これは今の管理者の発言は発言としても、できれば大東地域内で既に施設を動かしている、そういうところで受け皿になるようだといいなということなんです。これはこの間、議員協議会だったのでしょうか、決算の説明会があったときに終わりのほうで私、事務局以下に質問しました、花泉の件ですね。花泉の県立病院の2階に小規模特老をつくりました、視察もさせていただき、施設の責任者の方と懇談もさせていただきました。そうしたときに、かなり職員がいらっしゃるんですね、お邪魔すると。名簿も見せてもらいました、資料として。経営的に随分きついでしょねと言ったんですよ。そのとおりですと。というのは、人事異動ができないというんですね、あれは単発ですから。この間の説明では、実は今度受け皿になっていただいた法人については、70床と80床ですか、数はちょっと違うかもしれませんが、それ相当の規模の2つの施設を既に手がけている施設だと。29床の新たに手がけることになった2階の部分についてはサテライトでできるということで、責任者の併任といいますか、そういうふうな部分を含めて相当そういう意味では経営が軽くなるというような紹介もありました。私、同じことが大東地区についても言えるのではないかと思うんです。そういう意味では、行政的には今管理者が話したとおりでしょう、行政手続きとしてはですね。しかし、地元の一定の責任ある、介護等々を手がけている責任者の中の率直な意見として、全く見ず知らずの、両營とは言え全く違うところから来て全く別な経営というよりも、できれば今、長々と紹介

したような形の実践ができるのであれば、取り組んでいただけるのであれば、これは願ったりかなったりだなという意見があったということだけはおつなぎをさせていただきたいと思います。

次に、ごみ焼却施設の関係なんですけれども、どうなのでしょう、もう一度同じことを繰り返します。この一関・両磐、胆江ブロック、これで広域化計画では一つのブロックだという整理になっているわけです、現時点。そういう考え方でここ10年ぐらいずっと来ているわけですね。しかし、この地域は県内で他と比較にならないぐらい汚染地帯でもあるわけですね。その汚染地帯に対して、従来からのこの考え方を県はあくまでも主張し続けるという感触なのかどうかですね。県の環境部長と接触されたそうですから、その部分について管理者はどういうふうな感じを持たれたか、この機会に紹介をいただきたいということです。

議長（岩渕一司君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） まさに微妙な状況でございます。まだ公式の場での協議でもございませんで、私と、行政組合の管理者として、あるいは一関の市長としての両方の看板を持っているわけでございますので、その私と県の担当部長との2人での話し合いの中での感触でございますので、公にする段階ではないと思ってございますけれども、いずれ県のほうでも熱心に検討していただいているということ、こちらの意向も伝わっておりますし、県のほうもそれを受けとめて、今検討している最中ということでございます。

議長（岩渕一司君） 8番、菊地善孝君。

8 番（菊地善孝君） 重ねて同じような答弁がされたので、その微妙な部分をさらに明らかにしてくださいというのは野暮でしょうからこれ以上は言いませんけれども、もう一つ、私はお聞きしていて、午前中からの答弁を聞いていて少しよくわからないのは、独自の施設をつくるという11月の今お願いしている計画が出てきて、県も国との関係で、それぞれやっぱり施設が必要なのかなという判断をしたという前提でなんです、もしこの一関・両磐で新たな施設をつくるということになった場合に、私は前から言っているように、今動いている摺沢の大東清掃センターの施設についても、やはり将来的には、近い将来的にはこれを廃炉にしていくという考え方は必要なんだろうと思うんです。というのは、あまりにもコストが高すぎるんですね。先ほどから事務局長は、布のお化けなんと言いましたか、バグフィルターですね、あのことを言っていますけれども、バグフィルターだけであればそんなに金はかからないんですけれども、活性炭がかかるわけです。活性炭を噴霧して、それを通じてバグフィルターで吸着しているわけですよ。だから、相当の捕捉率になるわけです。その活性炭が大変なんですよ、これは、値段的には。こういう今は放射能の関係で、当時は全く考えもしなかった事態で活躍してもらっているわけなんですけれども、これを今後ともずっと維持をしていくということが果たしていいのかしらと思うんです。これを、建設に直接携わった住民合意を取る上でも、それなりの役割を果たした私からしても、これはあの時点ではやむを得なかったけれども、相当の期間、引き続きあれを維持していくということが果たしていいのかと、何か事故があったときのサブセンター的な役割にやっぱり位置づけを変えていく必要があるのではないかと、こう思います。

そういうことは私は前から考えておったのですが、それを考えると一日の処理量というのは両施設合わせたら、両施設分を処理しようと思ったら日量で大体120トンから130トン弱でしょう、恐らく。決して大きい施設ではないんですね。しかし、それを新たにつくるということになれば、午前中もお話ありましたけれども、私は現一関の施設の場所ではなかろうと、一関・両磐の処理

施設になるわけですから、場所は変わらざるを得ないと思うんですね、当然。そうすると、環境アセスからやり直さなければならぬだろうと思うんですね。だから、8年もかかるという説明をしているだろうと思うんです、恐らく。これはあくまでも概算でしょうけれどもね。どうなんでしょう、この環境アセスその他の建設前の手続きというのは通常で一般論としてどのぐらいかかるものなんですか、2年とか3年とか、いかがでしょうか。

議長（岩淵一司君） 千田一関清掃センター所長。

一関清掃センター所長（千田勝君） お願いします。

大体アセスは、場所が決定すればの話ですけれども、場所選定から始まりまして、場所が選定されたとすれば1、2年でアセスは可能かなと、最短でそのぐらいで可能ではないかなと思っております。

議長（岩淵一司君） 8番、菊地善孝君。

8番（菊地善孝君） わかりました。もう一つ、この機会に発言しておきますが、舞川清掃センターの関係についても改めて答弁をいただきました。私は住民合意を、迷惑施設を抱えている地元の方々からの要望、意見、こういうものが日常的に、当局はもとより議会に対してもきっちり報告をされるということがうんと大切だと思います。そういう意味もあって、この関係についても答弁をいただいたわけですが、やはりこういうふうな大東清掃センターにしる舞川にしる、あるいは所萱ですね、東山の、こういう迷惑施設を抱えている地域に対して、現在当局がどういうふうな対応をしているのかということが、新しい場所に建設せざるを得ないというときに、やはり理解をいただく、迷惑施設ですから、だれも来てほしくないんですね。しかし、やむを得ないという気持ちになっていただくものの大きな要因になるだろうと思うんですね。そういう意味で、引き続きいろいろ大変なことあるかと思いますけれども、当局においてはご努力をいただきたい。このことだけを述べて、ちょうど30分になるところですから、時間でございますので、私はやめます。よろしくどうぞ。

議長（岩淵一司君） 菊地善孝君の質問を終わります。

次に、沼倉憲二君の質問を許します。

沼倉憲二君の質問は一問一答方式です。

6番、沼倉憲二君。

6番（沼倉憲二君） 質問順番5番、議長のお許しをいただき、一般質問をいたします沼倉憲二です。

私は、今次の定例会で2点について質問を通告しております。

1点目は、介護保険制度と高齢の知的障害者の方々とのかかわりについてであります。

一関市、平泉町の高齢化は9月時点で30%を超え、今後、団塊の世代が65歳を迎えますことから、急速に人口数、そしてパーセンテージの両面で急速に増えることは明らかであります。このことは、介護保険サービスに対するニーズも増加するということが見込まれております。

私は、本組合の3月定例会で、今後の介護保険事業の運営に当たって、加入者の保険料の負担と、また加入者が求める介護サービスの両立についての基本的な考え方を管理者に質問いたし、管理者から非常に厳しい判断を迫られる問題であり、介護保険制度のあり方そのものも基本から議論していく必要があるとの答弁をいただきました。

そのような中で、私は今回、市内の知的障害者を初めとする障害者の方々と介護保険のかかわりについて質問いたします。

第3期両磐障害保健福祉圏計画によりますと、一関市及び平泉町には、知的障害者の方々を初め障害を持った方が9,500人ほどおると、そのうち256人が市内及び平泉町の5カ所に施設入所支援によって入所されています。この施設におきましても高齢化が進み、70歳以上の方も増えており、中には80歳を超え介護に対するニーズもありますが、現在の障害者自立支援法によりますと、施設では介護サービスが提供できないという問題が生じております。そこで、このような施設に入所している高齢の知的障害者を初めとする障害の方々は、どのようにすれば介護保険制度を利用できるのかお伺いいたします。そして、介護保険が利用できるとすれば、さまざまな介護サービス、特に介護入所施設をスムーズに利用できるのか、この点につきましてもお伺いいたします。

第2点目の質問は、午前中から同僚議員が質問されております広域ごみ焼却場建設計画についてであります。

県が進めている平成10年からの広域ごみ処理広域化計画との関連から、明確な建設の見通しが不明であるということは何年も前から言われており、依然として方向性が定まっていないという状況です。老朽化が進み建設待ったなしの当市の一関清掃センターのごみ焼却場の整備を急ぐべきではないかということでもあります。

過日、組合事務局から私ども組合議員に対し、現在の施設の状況の説明がありました。一般的に20年程度という耐用年数が過ぎ、稼働から30年で廃止されるというケースが多いという中で、本センターは建設以来31年目を迎え、焼却炉の共有部分に大きな損傷が生じた場合、使用不能になってもおかしくない状況との説明を受けました。また、処理量が50%台まで能力が低下している、あるいは改造したくとも休炉期間に余裕がなく、旧式であり、地元との期限の覚書もあり改造できないと、さらには老朽化により維持修繕費が増加しているという現状もお聞きしました。また、放射能の影響もあるとの説明もありました。

私は、この処理場を新設する場合、他の施設よりも建設場所の地域の皆さんの理解をいただく手順や焼却方法の検討、工事規模等が大規模であるなどから、建設から使用開始まで期間を多く要するものであり、このタイムテーブルを考えますと、8年程度という説明でありましたけれども、それ以上かかるのではないかと考えております。今の施設の老朽化の状況と耐用年数を考えると、早期に対策を決め、万一の使用不能に備える必要があると考えるものです。この課題に対する管理者の認識は、先ほどの同僚議員の質問でお聞きしましたがけれども、県の接触における新しい展開もあるやに説明がありましたけれども、それを含めてこの問題のタイムリミット、また協議が始まって、またそれから一定の時間がかかりますと、ますますこの事態が深刻になると思いますので、このタイムリミットを管理者はどのように考えているかお伺いしたいと思います。

それから、このセンターが使用不能になった場合、新たな焼却場の使用開始までの対応の期間をどのように対応するお考えなのか、その辺の2点についてお伺いしたいと思います。

以上、介護保険並びにごみ焼却場建設計画の2点につきまして、この場からの質問といたします。よろしくお願いいたします。

議長（岩渕一司君） 沼倉憲二君の質問に対する答弁を求めます。

勝部管理者。

管理者（勝部修君） 沼倉憲二議員の質問にお答えいたします。

まず、障害のある方の介護保険制度の利用についてでありますけれども、介護保険の被保険者は65歳以上の第1号被保険者、それから40歳以上65歳未満の医療保険に加入している第2号被保険者、この2つに区分されておまして、障害などの有無については資格の要件とはしていない

というところでございます。また、要介護認定を受ける際の基準につきましては、第2号被保険者は、介護保険法で定める特定疾病が原因で介護が必要となった場合に限られておりますが、第1号被保険者については介護が必要となった原因は問われず認定を受けることができます、障害の有無にかかわらず、要介護認定を受けた後は介護サービスを利用することができることとなっているところでございます。

次に、障害者自立支援法による指定障害者支援施設の入所者の介護サービスの利用についてでございますが、指定障害者支援施設は介護保険法の適用除外施設となっておりまして、これらの施設の入所者は介護保険の被保険者とはならないため、介護サービスを利用することはできませんけれども、適用除外施設を退所した場合は介護保険の被保険者となることから、要介護認定を受けた上で介護サービスを利用することができることとなるものでございます。

知的障害者の介護保険施設への入所についてでございますけれども、介護サービスの利用については、障害の有無にかかわらず要介護認定を受けた上で利用することができることから、介護保険施設の入所についても同様の取り扱いとなります。なお、施設入所の手続きとして、直接希望する施設に入所申し込みを行って、利用者と施設との契約により入所が決定するというようになります。

次に、ごみ焼却施設の整備についてでございますが、ごみ焼却施設は住民の日常生活に深いつながりを持っております。快適な生活環境を保全する上でも、最も基本的な役割を担っている重要な施設と認識しております。

一関清掃センターのごみ焼却施設は、昭和56年に竣工して31年が経過している施設でございます。近年のごみの質の高カロリー化によって焼却量は減少してはございますが、これまで安定的な焼却を続けており、排ガス基準等についても問題等は発生していないという状況です。ごみ焼却施設の整備については、岩手県ごみ処理広域化計画の内容について、県南地区ごみ処理広域化検討協議会において検討中でございますが、当組合としては、県南地区ごみ処理広域化計画にある県南地区に1カ所のごみ処理施設では、圏域の広さなどから対応できないと考えておりまして、当分の間は、現在の施設の適切な管理を行いながら、安全で安定した焼却に努めていきたいと考えております。

私も市長に就任以来、就任直後の各関係部からの業務説明を受けた中で、このごみ焼却施設の老朽化の現状についての説明も受けました。非常に大きな課題だと認識したわけでございまして、その後、県南ブロックで1カ所という県の方針、これをやはり見直すべきだという指示をして、その後、関係市町との打ち合わせ、そして調査委託というところまで来ているわけでございます。したがって、現時点では、そのタイムリミットのお話もいただきましたけれども、調査結果が11月に出ますので、まずそれを見て、その次の段階の対応に移っていきいたいというふうに考えております。

次に、現在のごみ焼却施設が使用できなくなった場合の対応についてでございますが、これまで一関清掃センターごみ焼却施設は、故障による長期休止に至ったことはございませんけれども、過去に一度、焼却施設以外の用水施設の中継ポンプの故障によりまして、焼却施設及びし尿処理施設が1週間以上にわたって稼働できない事態となったことがございました。組合では、この事態を踏まえまして、水道施設のポンプなどについては予備ポンプを備えるなど、重要な施設設備が故障した場合に直ちに対応できるような対策を講じてきております。また、焼却施設につきましては、故障により長期休止となることがないように、各設備、機器の施設管理基準を定めて、こ

の基準に基づいて策定した保全計画に沿って維持管理に努めているところでございます。

なお、ごみ焼却施設が使えない事態となった場合につきましては、一関清掃センターには2つの炉が設置されておりますことから、1つの炉だけの故障であれば残る1つの炉と、あとは大東清掃センターの焼却施設、この2つで対応ができるものと考えております。また、2つの炉が同時に使用できなくなった場合には、一時的に周辺市町村の応援をいただかなければならないものと考えております。今後も維持管理には万全を期してまいりたいと考えております。

議長（岩渕一司君） 6番、沼倉憲二君。

6番（沼倉憲二君） 大変ありがとうございました。

それでは、再質問をいたします。

1点目の知的障害者をはじめとする障害の方々の介護保険利用の関係でございすけれども、現在の施設入所のままでは適用除外、したがって、施設を退所して在宅に戻ってからの対象、そのような理解をしたわけでございすけれども、そのような在宅扱いになると、あるいはそうして介護保険の適用を受けるということで理解してよろしいでしょうか。

議長（岩渕一司君） 松岡事務局次長兼介護保険課長。

事務局次長兼介護保険課長（松岡睦雄君） そのとおりでございます。

議長（岩渕一司君） 6番、沼倉憲二君。

6番（沼倉憲二君） 私は、この障害者の方々の場合でも自立支援法によって、そのまま高齢になっても介護保険サービスを受けられるものと思っていました。まさに縦割りの、一貫した制度になっていないという不満を感じております。

そこでお伺いいたしますけれども、施設を退所し在宅に戻って介護保険の認定を受けサービスを利用できるということでございすけれども、冒頭で述べましたように、そうでなくても高齢化の進行による介護ニーズが急増し、特に施設入所の場合は希望者が多いことから、入所までの待機期間が長くなる、そういう中でこのような障害を持った高齢者の方々の入所がスムーズに対応がとれるものかどうかお伺いしたいと思います。

議長（岩渕一司君） 松岡事務局次長兼介護保険課長。

事務局次長兼介護保険課長（松岡睦雄君） 施設の入所待機者の取り扱いにつきましては、障害の有無にかかわらず、その方の状況に応じて当該施設が判断いたしまして、優先的に入所させなければいけない方から施設に入所させている状況にあると認識しております。

議長（岩渕一司君） 6番、沼倉憲二君。

6番（沼倉憲二君） 何年もこの障害者の施設を利用した方が、介護が必要になったから家庭に戻り、入所までの期間、家庭で待っているということは大変現実的には難しいと思いますので、今、答弁にありましたように、多くの待機者がいる中で、この状況を判断しながらスムーズな入所ができるという答弁でございます。現実的にそういう方が出た場合はそのような対応をお願いしたいということで、次の質問に入ります。

それでは、この高齢者の方々の入所、介護保険の適用が大分増えてくるという予想の中で、このような高齢者の障害者の方の入所をよりスムーズにするために、そのような面での施設整備が必要ではないかと考えますが、そのような計画につきましては、先ほど前者の質問の中で、大東病院関連の施設整備も予定されているという中でございすけれども、今後の障害を持った高齢者の介護保険の適用の入所施設整備という計画が出た場合は対応が可能かどうかお伺いしたいと思います。

議長（岩渕一司君） 松岡事務局次長兼介護保険課長。

事務局次長兼介護保険課長（松岡睦雄君） 現在、平成24年度から平成26年までの3カ年の第5期介護保険事業計画がこの4月から執行されておりますけれども、その計画書では、小規模特別養護老人ホーム、東西に各29床ずつ、合計58のベッドを確保することで計画しております。あわせて、認知症高齢者のグループホーム、これも東西両地区に18床ずつ、合計36床を計画しております。ちなみに、計画時期は、事業実施時期は平成25年度、26年度に西部、東部それぞれ1カ所ずつ行うこととして5期計画には掲載しております。したがって、この5期計画に基づいた公募を今後計画しておりますので、そういう障害者も含めました高齢者への施設整備について、関係する事業者から応募をいただいて、高齢者の利用者のための施設を整備するということで応募していただきたいというふうに考えております。

議長（岩渕一司君） 6番、沼倉憲二君。

6番（沼倉憲二君） 第5期の計画の中での予定があるという内容でございますけれども、いずれたゞいま質問申し上げましたのは具体的な計画がどうこうということではなくて、障害を持った介護を必要とする高齢者の増加に対応した介護保険の入所施設、そういうものの計画が出てくれば、具体的に進めることは可能であるということでご理解してよろしゅうございますか。

議長（岩渕一司君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤好彦君） 今、ご指摘がありました障害を持った方々の高齢者が増えてくるといった中で、そういったものに対応した計画が出てくるのかというふうなご指摘でございます。基本的には介護保険制度は高齢者の方の介護と、そういったものに視点を置いておりまして、特に障害者云々というふうな規定はしていないところであります。いずれ、障害者の方の入所希望があれば、それに沿った手続きの中で進めていくというふうなことが基本線であろうというふうに考えてございます。

議長（岩渕一司君） 6番、沼倉憲二君。

6番（沼倉憲二君） それでは、2点目のごみの広域化処理、この施設の建設について再質問をいたします。

先ほど来、管理者におかれましては、この処理問題につきまして国のほうへの要望、あるいは県との協議を精力的に取り組んでいるということでもあります。しかし、今のままでは老朽化が進行し、事態は深刻になるだけであります。市民生活に密着したごみ処理という重要な課題、これを審議、議決する当組合議員として、現状の老朽化が進み耐用年数を考えますと、現状の大変さの説明を受けた以上は、ただ事態を見守るわけにはいきません。不測の場合は、市民の皆さんに国が、あるいは県がということでは済まされないし、当組合が当然に主体的な取り組みが求められている大きな課題であります。先ほどもお聞きしましたけれども、いろいろ協議を進めている中で、施設のことでありますので、老朽化が進んでいる中で、いつ全面的に使用不能になるかわかりませんので、そのような場合は当然市が持っている大東清掃センターが代役を果たすということでございますけれども、もう少し範囲を広げて、隣接の奥州市の受け入れが実際問題可能かどうか、あるいはそういう打診をした経過があるかどうか、お伺いしたいと思います。

議長（岩渕一司君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤好彦君） 基本的に奥州市とかそういった他の地方公共団体に打診した経緯はございません。

議長（岩渕一司君） 6番、沼倉憲二君。

6 番（沼倉憲二君） いずれ、このごみ処理問題につきましては、私どもが説明を受けた切迫感と、実際内情により詳しい当局のほうのとらえ方が、若干危機感が違うような感じがいたしますけれども、先日も説明を受けたものといたしましては、早く手を打たないと大変なことになってくると。しかも、これはもう10年以上も前からそういう問題が大きなテーマになっております。したがって、今日も2人、3人の同僚の議員さん方が質問しておりますように、相手が国、県というものが前提ということを知るにいたしましても、不測の事態を招かないような、そういうような対応をお願いいたしまして質問を終わります。

大変ありがとうございました。

議長（岩淵一司君） 沼倉憲二君の質問を終わります。

以上で本日の議事日程の全部を議了しました。

次の本会議は明日26日、午前10時に再開し、議案の審議を行います。

本日はこれにて散会します。

ご苦労さまでした。

散会 午後3時52分

第 2 目 目

議 事 日 程 (第 2 号)

日程第 1	認 第 2 号	平成23年度一関地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第 2	認 第 3 号	平成23年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 3	議案第 9 号	一関地区広域行政組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 4	議案第 10号	平成24年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算 (第 2 号)
日程第 5	議案第 11号	平成24年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)

一関地区広域行政組合議会定例会会議録

平成24年 9 月 26 日 午前10時00分開議

出席議員（18名）

1 番	大 内 政 照 君	2 番	岡 田 もとみ 君	3 番	勝 浦 伸 行 君
4 番	岩 渕 善 朗 君	5 番	佐 藤 雅 子 君	6 番	沼 倉 憲 二 君
7 番	千 田 恭 平 君	8 番	菊 地 善 孝 君	9 番	海 野 正 之 君
1 0 番	千 葉 満 君	1 1 番	橋 本 周 一 君	1 2 番	那 須 茂一郎 君
1 3 番	佐々木 清 志 君	1 4 番	菅 原 巧 君	1 5 番	武 田 ユキ子 君
1 6 番	阿 部 孝 志 君	1 7 番	阿 部 正 人 君	1 8 番	岩 渕 一 司 君

職務のため出席した職員

事務局長	鈴 木 道 明	事務局次長	三 浦 精 己
局長補佐兼議事係長	中 村 由美子		

説明のため出席した者

管理者	勝 部 修 君	副管理者	菅 原 正 義 君
副管理者	田 代 善 久 君	副管理者	平 山 大 輔 君
広域行政組合事務局長	佐 藤 好 彦 君	介護保険担当参事	齋 藤 昭 彦 君
環境衛生担当参事	鈴 木 悦 朗 君	広域行政組合事務局次長兼 介護保険課長	松 岡 睦 雄 君
一関清掃センター所長	千 田 勝 君	大東清掃センター所長兼 川崎清掃センター所長	加 藤 英 行 君
環境衛生主幹	青 山 モト子 君	介護福祉主幹	千 葉 幸 一 君
会計管理者	菊 地 隆 一 君	監査委員	小野寺 興 輝 君
監査委員事務局長	阿 部 和 子 君		

議事日程

別紙のとおり

会議に付した事件

議事日程に同じ

第20回一関地区広域行政組合議会定例会

平成24年 9 月 26 日

午前10時00分 開 議

会議の議事

議 長（岩渕一司君） ただいまの出席議員は17名です。

定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議には、管理者、監査委員の出席を求めました。

議場での録画、録音、写真撮影を許可していますので、ご了承願います。

佐藤事務局長より、発言訂正の申し出がありましたので、これを許可します。

佐藤事務局長。

事務局長（佐藤好彦君） 昨日の大内議員の一般質問に対する答弁の中で、国の排ガス基準について、セシウム134が30ベクレル／立方メートル、セシウム137が60ベクレル／立方メートルと申し上げましたが、セシウム134が20ベクレル／立方メートル、セシウム137が30ベクレル／立方メートルに訂正させていただきます。

申し訳ありませんでした。

議 長（岩渕一司君） これより議事に入ります。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程第2号により進めます。

議 長（岩渕一司君） 日程第1、認第2号、平成23年度一関地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第2、認第3号、平成23年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてまで、以上2件を一括議題とします。

提案者の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

8番、菊地善孝君。

8 番（菊地善孝君） 私のほうからは、通告4点、それから監査委員の出していただいた意見書について、これは事前通告なしで大変恐縮なんですけど、何点かお聞きをしたいと思います。

まず、決算書の25ページ、大東清掃センターに係る公害防止協定委員に議員枠2名を設けている理由は何かということについて説明をいただきたい。この決算書でも改めて記載されていますけれども、公害防止協定を結んでいる地域、全部ではありませんが、協定委員会を設け何がしかの費用負担をしている。特にその中で大東清掃センターについては、協定委員の中にこの広域行政組合議会から2人の議員枠があるわけですね、委嘱をしているわけです。この部分についての、なぜ議員枠を特に広域行政組合議員から委嘱しているのか、改めて説明をいただきたい。

2つ目、これも認第2号の関係なんですけど、成果等を説明する資料の7ページ、生活環境対策費の関係なんですけど、周辺住民との公害防止対策協議会等の開催状況について説明をいただきたいと思います。特に私は、この中で千厩町寺崎前地区との公害防止協定を視野に入れた対応が必要ではないかと。昨日も発言していますが、迷惑施設をお願いしているわけですから、大東の羽根折沢、長者については遅ればせながら、新施設をつくる過程で何がしかの地元に対する還元という意味も含めて対策を講じた経過があります。しかし、町下、寺崎前地区についてはこれが皆無であります。この部分についても、やはり組合として考慮していく必要があるのではないかと、

こういう考え方のもとに説明を求めるわけであります。

第3点目、認第2号の成果を説明する資料の11ページに、東日本大震災被災者にかかる火葬場の実績の記述があります。ここで最初にお話したいのは、気仙沼、陸前高田の地域を中心にして亡くなられた被災者の遺体の荼毘を釣山、千厩、2つの火葬場でかなりの数、対処いただきました。請け負っていただいている事業所の皆さんにも本当に感謝を申し上げたいと思います。かなりの数でありましたから、この機会に概略の説明をこの場でお願いをしたいというふうに思います。

第4点目、同じ認第2号の関係なんですが、同じく説明書の29ページ、ここに契約にかかわる記述があります。特にこの中で相当額の契約についても随意契約が何件か見られます。競争性というものをどういう形で担保しているのか説明をいただきたいと思います。

5点目、監査意見書の結びのところに収入未済額、普通徴収にかかわる収入未済額4,000万云々という記述、そしてそのあとに資源循環型社会云々という記述があります。この部分についての概略説明をお願いできればと思います。以上でございます。

議長（岩渕一司君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤好彦君） 菊地善孝議員の質問にお答えいたします。

まず、大東清掃センター公害防止対策協議会の委員についてであります。大東清掃センター公害防止対策協議会は、大東清掃センターの周辺地域の自治会長などの地域住民代表10名、組合議会代表議員2名、大東支所市民課長及び千厩支所市民課長の14名で組織しております。

同協議会の前身は、昭和56年3月に東磐環境組合に組織された大東清掃センター公害防止協定委員会であり、当時は公害防止協定を旧大東町の周辺自治会と締結しておりましたことから、協定委員会の委員も大東町の職員及び大東町の周辺自治会代表者、旧大東町議会選出の組合議会議員1名で組織されておりました。その後、平成11年に現在の大東清掃センターの施設が稼働するに当たり、大東町の周辺自治会に加え千厩町の周辺自治会とも公害防止協定を改めて締結いたしましたことから、協定委員会を千厩町の周辺自治会及び千厩町の職員と千厩町議会なども加えて、現在の大東清掃センター公害防止対策協議会に改組し、大東町議会、千厩町議会それぞれから選出された組合議会議員がその委員となったものであります。

旧協定委員会及び旧対策協議会においては、その目的である地域住民の生活環境の保全を図るため、住民、議会、行政の3者で構成してきたところであります。現在の公害防止対策協議会は旧協議会を継承し設けている組織でありますことから、これまでの経過を踏まえ、同様の趣旨で組合議会議員2名を委員として規定しているものでございます。

次に、公害防止対策協議会等における住民の方々からの要望についてであります。大東清掃センターに隣接する自治会は、大東地域は長者、羽根折沢、大金の3つの自治会、千厩地域は町下、寺崎前の2つの自治会で、合わせて5つの自治会となっております。このうち、大東地域の大金自治会と千厩地域の寺崎前自治会につきましては、公害防止協定を締結しておりません。大東清掃センターの周辺自治会に対しましては、住民の健康調査の実施や環境保全事業費補助金の交付のほか、対話集会などにおいて環境数値や稼働状況についての説明を行い、住民の方々からの意見や要望を伺っているところでありますが、公害防止協定を締結していない大金自治会と寺崎前自治会につきましても、協定を締結している他の自治会と同様の対応を行っているところであります。

次に、東日本大震災被災者にかかる火葬場の利用実績についてであります。当組合では平成

23年3月16日から、被災により亡くなられた方の火葬受け入れを開始し、平成23年9月6日までの間、釣山斎苑において269件、千厩斎苑において390件、合計659件の受け入れを行っております。このうち、身元が確認されている方の火葬は569件で、気仙沼市が292件と最も多く、次に陸前高田市が180件、大船渡市28件などとなっております。また、組合管内の一関市民の方は11名、平泉町民の方は1名となっております。年度別では、平成22年度が201件、平成23年度で458件となっておりますが、平成23年3月から4月までの1カ月半の期間で全体の約95%に当たる624件の火葬を行いました。その間、釣山斎苑、千厩斎苑ともに受け入れ枠を大幅に拡大し対応したため、火入れ前の儀式を火葬炉前での最後のお別れのみにするなど、利用者の方には一部制限的な利用をお願いせざるを得ない部分もあったところではありますが、ご遺族初め利用者の方々や葬儀社並びに石油商業協同組合の皆様から多くのご理解、ご協力をいただき、特に大きな混乱もなく対応することができたものと考えております。

次に、随意契約についてであります。平成23年度の1,000万円を超える工事の随意契約による発注は12件で、平成21年度の9件、平成22年度の7件と比べて増加しておりますが、これは震災や施設火災などによる災害復旧工事、一関清掃センターのごみ焼却施設及び第1し尿処理施設の改修事業の実施に伴い、増加したものでございます。

当組合では、工事発注の際には、一定金額以上は原則として入札に付し、また、地元業者で施工できる工事は、できるだけ地元業者に発注することを基本にしてきたところであります。また、設計段階においても、これまでプラントメーカーに随意契約で発注していた工事についても工事内容を再度検討し、可能な限り分離・分割発注することで競争入札の割合を高めていこうという姿勢で臨んでおります。しかしながら、ごみ焼却施設やし尿処理施設のプラント施設は、プラントメーカー独自の処理方法によるものであり、施設の処理能力の維持と安定した稼働を確保しなければならないことや、設備の特殊性により主要部品の調達先が限定されるなどの理由によりまして、プラントメーカー以外では施工が難しい分野もあることから、随意契約によらざるを得ない場合もあるところであります。随意契約による場合にありまして、材料の実勢価格の把握や各種積算基準に従った数量や工程などの積算を通じて、市場価格から乖離させない形で適正な工事価格を算出し発注してまいりたいと考えております。以上であります。

議長（岩渕一司君） 小野寺監査委員。

監査委員（小野寺興輝君） 菊地議員のご質問にお答えいたします。

普通徴収における収入未済額が4,000万円を超え増えているということについてでございますが、これは意見書の23ページ、25ページにもありますように、前年度に比べまして3,700万円から4,000万円を超える金額になったということでここに1行設けさせていただきました。

それから終わりのところで、資源循環型社会の形成というところ書いてあります。これは管理者の施策推進方針の2番目の衛生事務の中で述べておられます。その5番目の⑤なんですが、住民のリサイクルに対する意識が高まる中、ごみの減量と限られた資源の有効利用を推進する資源循環型社会の実現に向け、構成市町と連携のもとに取り組みますという一言が述べておられます。確かに今、費用削減の折からも、それから再利用の折からもこの資源循環型はいいことではないかと思ひまして述べさせていただきました。特別私のほうでこれについて勉強したとかそういうことではございません。申し訳ございません。

議長（岩渕一司君） 8番、菊地善孝君。

8番（菊地善孝君） それでは、大東清掃センターの公害防止協定委員の関係から順次再質問いた

しますが、さっきの答弁の中は若干舌足らずの部分があると私は聞きました。というのは、議会選出の部分は東大町議会と千厩町議会から云々とあるんですが、そこまででは不十分でありまして、東大町議会、千厩町議会から選出された東磐環境組合の議員、この中から実質互選していたんですね。そして委嘱していたんですよ。確かに二枚看板的な部分がありますから、東大町議会から直接選んでいたのではなくて、東大町議会なり千厩町議会から出ていた東磐環境組合議員、何人かずつあるんですね。その中から就いてもらっていたというのが経過であります。そのことは、ある意味ではどうでもいいことでなんではあります、なぜ議員枠を設けているかであり、答弁いただきたいのは。なぜ議員枠を設けているのか。

ずっと東大清掃センターが初期の施設から前回更新した施設、そして現施設までですね、私の記憶では3回、施設が変わっているはずなんですね。特に初代の施設ですね、これは大変な事故続きでした。そのために地元の人たちに大変な迷惑をかけたし、協定委員の人たちにもご努力をいただいた経過があります。そういう経過があって、実は現在のこういう形になっているというのを私は承知しているんですね。

そういう中で、なぜ議員枠を設けているのか、このところをぜひ当局においても、それから私ども議員も再認識する必要があるのではないかと。あえて、私、この部分を過般の場で何がしかやりとりしたのに加えて発言するのは、2番目とも関係するのですが、一関の清掃センターですね、可燃ごみの清掃センター、これの更新をしなければならないわけですね。どこかに引き受けてもらわなければならないですよ、どこかで。迷惑施設です。しかし、必ず市内のどこかに設置をしなければならない、市民生活の上でこれは欠くことのできない大切な分野です。そういう中で、どうぞ理解をいただくかということを考えたときに、様々な、受け入れるに当たっての地元合意、それから実際受け入れていただいたあと稼働していくわけですが、運営していくわけですが、その過程におけるさまざまな要望、意見、トラブル解消、これらの関係でこの公害防止協定委員会は大変大切な役割、これが機能していれば大きなトラブルなしに運営できるんだろうと思います。これが不十分であれば大きな問題を惹起する可能性を含んでいるんだろうと思うんです。そういう意味から、そういう問題意識の上でお聞きしているんですが、なぜ議員枠を設けるのか。

実名を上げて大変恐縮なんです、千田所長とそれから加藤所長は、大変恐縮なんだけれども、来年の3月いっぱいまで定年を迎えます。この分野でかなり力を発揮していただいた職員の人たちにも卒業というのがあるんですね。そうすると、今までの経過だとか何か、信頼関係含めてどう継承していくのかという部分での議会、議員の役割というの大きいわけですよ。職員は通常は一定の期間が来ると人事異動があるわけですね、多くの人たちは。そういう中で約束した、書面にはしていたけれども、なかなかその真意が伝わらない、こういうケースは東大清掃センターの場合はままありました。そここのところを補完してほしいという思いも地元の人たちは持っているわけですね、議員には。そういう意味で、東大清掃センターだけが議員枠を設けているわけですが、けれどもね、この部分について当局の認識を改めて披瀝をいただきたい。こういう意味で質問しているわけです。いかがですか。

議長（岩淵一司君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤好彦君） なぜ議員枠を設けているかというふうな部分につきましては、旧協議会の規定の中で明文規定がございません。唯一規定があるのは、先ほど申し上げました地域住民の生活環境の保全を図るためというふうな大きな目的の中で住民、議会、行政の3者というふうなこ

とで規約の中では認識をいたしてございます。

議長（岩渕一司君） 8番、菊地善孝君。

8番（菊地善孝君） 要望、意見を含めての発言になるのですが、私も今、先ほど来からお話しただいているようなレベルの認識であるならば、何もこの広域行政組合議員の中から選ぶ必要はないということです、仮に議員枠があったとしても。議員の肩書きのある地元中の地元ですね、大東なり千厩、もっと詳しく言えば摺沢なり奥玉、ここの出身の議員の人がおれば、その人たちに担っていただいても越したことがないんです。地元の事情を知らない、そこにも住んでいない、そういう人たちが果たして地元の事情をどのくらい知っているのかということになるわけですから、そういう意味で、この一部事務組合議員の中から互選を、実質互選ですね、そして委嘱をするという必要はないと、そう思うんです。私は、トラブルがあったときに、あるいはトラブルを未然に防ぐ意味でも、やはりしょっちゅうこの議員枠の任に当たる議員の人が代わるということとは好ましくないと考えています。やっぱり職員、当局では担い得ない、人事異動の問題を含めて担い得ない部分の補完という側面が極めて重いと、期待するものも、住民の期待もそこにあるというふうに思っている。そういう意味では、ぜひ、くどいようですが、一関地区の清掃センターの更新事業、これは大変大きな事業になっていくと思います。ここのときにも胸を張ってこれからお願いする、どの地域になるかわかりませんがね、お願いする地域の人たちに対して、こういう形で動いているんだと、こういう形でお願いしたいのだと、空論ではなくて実績で、胸を張って話できるような環境整備が必要なんだろうと、こういうふうに思います。もし、突然ですが、管理者のほうから所見があればいただきたいと思います。いかがでしょうか。

議長（岩渕一司君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） 議会選出の方が委員になられているという、それがしょっちゅう代わったのでは支障があるのではないかということなのですが、私はやはり出身母体がどこであろうとも、例えば現地、大東清掃センターの近接の地域の方でなくとも、選ばれた以上はその職務というものがあるはずですので、その職務をしっかりと遂行するというのが原則でございますし、その選ばれた方もそういう意識を持って職務に当たっていると私は思っております。市の職員のほうにおいても人事異動というのはこれは必ず来ます。ただ、行政の場合は組織で動いておりますので、ちゃんと引き継ぎがしっかりとなされれば、私はそこに中断されるような事態はないと思っております。職員のほうもそこのところはしっかりと、個人の引き継ぎではなく組織での引き継ぎということ今盛んと言っているわけでございますので、あくまでも組織体として、行政の組織体として動いているということでございます。

議長（岩渕一司君） 8番、菊地善孝君。

8番（菊地善孝君） 今、勝部管理者のほうからお話しいただいたのは、それはある意味では建前論だと思いますね。私は、今の大東清掃センターの建て替えの関係で一冬、みずから矢面に立って当時の副管理者ですね、大東町長ともども動きました。当時の管理者は他の自治体の首長でございました。地元の人たちは、肩書きは管理者だけでも、どういう人たちと話をしようとするのか、相手にしていただけるかといえ、副管理者の肩書きではあるが地元の町長、そして地元出身の議員でありました。だから矢面に立たざるを得ないんです。やっぱり顔見知り、言ったことに対してこういう話も私どもはされました。「あなたたちは町長だとか議員やめても大東町民だよな、逃げも隠れもしないよな、だから我々は本気で話すんだ」ということであります。何年かたてば異動する人間ではない、だから本気で話すんだと。私どももそういうつもりで対

応しました。やっぱりこの部分については、今の管理者の発言、私、全面否定するつもりはありません。8割方同感であります。しかし、実際の、特にも迷惑施設で動く場合には、人と人との信頼関係ですね、ここの占める割合というのも相当高いんだということでもあります。そういう意味では、職員枠だけではカバーしきれない部分を、地元の人たちは議員という立場にあるものに期待しているのはこれは事実であります。この部分についてもさまざまな制約はありましようけれども、考慮した上で、私どももそうだし、当局においても対応いただければいいのではないかと、私はそう思います。

次の2つ目の迷惑施設の関係等々で公害防止協定そのものを未協定の地域と結ぶということを視野に入れた云々の問題に移りますけれども、お話あったように、私うっかりして摺沢、大金地区のことを頭の中に置かないで話していたのですが、千厩町寺崎前地区、そして大東町大金地区ですね、この地区についてもできれば公害防止協定を結ぶということを視野に入れて、そして結んだ地域と結ばない地域と同じように今対応するように努力している、そのことは私も承知しています。好ましいことであろうと思います。しかし、協定を結んだ上で協議をするということになりますと、当該の自治会ですね、自治会組織との話し合いということになっていくのだろうと思います、仕組み上。無協定ですと、寺崎前に私もこの報告書で書いてあるときに出了ましたが、相変わらず誤解をされたままの住民の方もいらっしゃいます。そして、自治会の中でこの問題を冷静に話し合うという状況にないということも帰り足、自治会の代表の一人から率直な話をされました。そういう意味では、やはりできるだけ可能であれば防止協定を結ぶという努力を引き続き両地区に対してお願いをしたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

議長（岩渕一司君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤好彦君） まず、公害防止協定を締結していない2つの自治会のうち大金自治会につきましては、その地域として公害防止協定を締結しなくてもいいというふうな話があったというふうに引き継ぎを受けてございます。そういった中では、良好な関係の中で推移してございます。

それから、寺崎前地区につきましては、最終的に組合として公害防止協定を締結したかったところでもありますけれども、いろんな関係がありまして、結果的には締結できなかったというふうなことでございます。組合といたしましても、できれば今後、締結していきたいというのは、そういった考えがございます。いずれ、寺崎前地区の方々とさらに話し合いを進めてまいりたいというふうに思っております。

議長（岩渕一司君） 8番、菊地善孝君。

8番（菊地善孝君） この問題についての2つ目は、迷惑施設を受け入れていただくわけですから、何がしかの地元還元があって私はしかるべきだと思うんです。合併前の大東地区、大東町においても、私どもの長者、羽根折沢、そして大金の地区に対して、特別迷惑料的な地元還元施設をしないままに、実は今動いている施設の前の施設を稼働していたんですね。側溝蓋を、しょっちゅうこの施設出入りの車含めて、それから気仙沼への近道だということで大型車含めて、かなり交通量ある地域なものですから道路が傷むんですね。側溝も傷みます。側溝の蓋をかけかえてほしいということにさえ、公害防止協定委員会なり、あるいは地元の人たちが度々組合なり地元の自治体に話しても手当てをしてこなかったという不満が一気に爆発しました、その時点で。そういうふうなこと等を考えますと、やっぱり何がしかの問題が起きて、しかもそういうふうな不信感なり何なりが解決されていないと、これは克服するの大変だったんですよ。そういう意味では、やはり個人、あるいは何人かとの話し合いではなくて、当該自治会ですね、自治会組織、ここと

のまさに組織的な対応といいますか、協議ですね、こういうふうな仕組みをつくっていくためにも、ぜひとも公害防止協定は必要であると思います。努力するということでありますからよろしくお願いを申し上げたいというふうに思います。

もう一つは、この地区も含めて、あるいは東山の清掃センターですね、所萱の。あそこも、それから花泉のほうにもありますね、舞川もあります。それ以外にも施設あります。やっぱり、程度の問題はあるんだけど、長期間引き続き受け入れていただかなければならない、受け入れていただいているというところについては、これは基礎的自治体の分野の仕事になろうかと思いますが、実質的には。組合直接ではなくて。なろうかとは思いますが、迷惑料に当たる還元施設、こういうものについてもやっぱり当局において協議をいただく、検討をいただく必要があろうかと思います。さまざまな制約ありますから、どこまでやれるか、やるべきなのかという議論は、今までの経過等々踏まえて検討されるのが至当だと思いますけれどもね。私は必要なことであるというふうに思いますが、いかがでしょうか。

議長（岩渕一司君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤好彦君） そういった迷惑施設というふうな表現で菊地議員さんからお話がありましたけれども、そういったところに還元、地元還元する、そういった何かの施設をつくるべきというふうなお話をいただきました。いずれ、今、組合として各地域の中でできることはできるだけ対応しているというふうな状況で進んでございます。それ以外に組合としてどういったことができるかという部分につきましては、何があるかは勉強していきたいというふうに思っております。

議長（岩渕一司君） 8番、菊地善孝君。

8番（菊地善孝君） 先に東磐環境組合から引き継いだ、し尿処理の施設あります。これも私、当時、一部事務組合の議員になる直前だったのでしょうか、なってからだったのでしょうか、整備されたものであります。あそここのところで引き受けていただくときにも同じような施設整備をしました。不十分さはあると思います。地元の期待どおりになったとは思いませんけれども、しかし、ある程度まとまった金額を投下していますね。交換条件ではありませんが、迷惑をかけるのだから、ひとつお願いをしたいということで整備した経過ありますので、何も初めてではありませんからね、ぜひ考慮をいただきたい。ここでこれ以上の答弁を求めませんので、内部でぜひ検討いただきたいものと、努力をいただきたい、こう思います。

3番目、4番目については了解をいたします。

最後の監査委員さん方の意見書ですね、この中で先ほど普通徴収における収入未済額4,000万円云々の部分について、前年との関係で3,700万円から4,000万円の関係の説明がございました。こういう指摘を当局も受けたわけですが、正式に受けたわけですが、これに対する所見を求めたいと思います。

議長（岩渕一司君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤好彦君） 普通徴収につきましては、まさに収入未済額があるというふうなことでございます。これにつきましては、特にも階層の高い方々の収入未済については一定レベルの担税力といいますか、負担能力があるというふうに考えてございますので、さらに徴収に努力をしてまいりたいというふうに思っております。

議長（岩渕一司君） 以上で、菊地善孝君の質疑を終わります。

13番、佐々木清志君。

13番（佐々木清志君） 私からは、一般会計の32ページ、3款3項4目の花泉清掃センターの管理

運営について伺います。この施設は、花泉町時代に不燃ごみの埋め立て施設として開設した遮水シートのない施設でありました。安全であるというような説明もあって、開設前の建設段階では地元住民に説明会があったのでありますが、そういった安全である云々の話の中で地元との公害防止協定もなく、あるいは下流域への放水もあって、そういった部分でも地元で管理の内容について知らせるべく手段がなかったように感じております。そんな中で、安全に対する協議の場がなかったと、すべては管理者側で安全管理をされてきたのでありますけれども、その放流水の水質測定など、関係調査の実態についてをお聞きをいたします。

それから、平成23年度にあっては、通年の700倍もの地震等による瓦礫、不燃物が搬入されたということでもあります。低線量とはいえ大量の瓦、そういったものが入ってきたわけですが、放射能の影響、放射線の影響というのが心配されるわけですが、その点はどのように処置したのか、大丈夫だったのかという部分であります。

それから、ごみの分別化、一関において衛生組合当時、リサイクルプラザというものができて、分別化が進んで、当初計画より施設利用が伸びてきたというふうに感じておりますけれども、だいたい町時代から後年度の利用にあまり期待が持てない量になってきたというふうなことを言っていたわけですが、今後の利用の方向性について伺いたいと思います。以上です。

議長（岩渕一司君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤好彦君） まず、花泉清掃センターの水質測定などの環境測定についてであります、最終処分場には放流水等について維持管理基準が定められており、花泉清掃センターにおきましても放流水と地下水について水質検査を実施しております。

水質検査の内容であります、放流水につきましては、水素イオン濃度、浮遊物出量、生物化学的酸素要求量、大腸菌数、化学的酸素要求量、窒素含有量の6項目について検査を毎月1回実施し、また、ダイオキシン類など37項目の検査を年1回実施しております。最終処分場周辺の地下水につきましては、電気伝導率及び塩化物イオンの検査を毎月1回実施し、また、ダイオキシン類など28項目については年1回測定し、漏水などの監視を行っております。花泉清掃センターは、浸出水などの処理施設を持つ管理型の最終処分場ではありますが、現在は主に瀬戸物類やガラス等の有機物を含まない安定物だけの埋め立てを行っております。今後においても水質に問題が生じることがないように、維持管理に努めてまいります。

次に、放射線の影響についてであります、花泉清掃センターにつきましては、平成23年11月に放流水、それから地下水の放射性物質濃度の測定を実施し、同年12月には処分場内の5カ所で空間線量の測定を行っております。放流水及び地下水につきましては、放射性セシウム、放射性ヨウ素はいずれも検出されませんでした。また、場内の空間線量につきましては、最終処分場周辺の空間線量と変わらない結果となっております。測定につきましては、それぞれ1回のみの実施であります、花泉清掃センターは指定廃棄物などの埋め立てを行っておりませんので、放射線につきましては特に影響はないものと認識しております。

また、測定の結果につきましては、一関地区広域行政組合のホームページに掲載しております。

次に、今後の利用の方向性についてであります、詳細な測量調査などは実施しておりませんが、平成23年度末での埋め立て残余量を約2,700立方メートル程度と見ておりまして、使用可能年数につきましては、平成24年度を含め3年程度と考えております。

埋め立てが完了した後についてでありますけれども、廃止に当たっては一般廃棄物の最終処分場の廃止の技術基準によりまして、排水がすべての排水基準に適合していることを2年間確認い

たしまして、その後、廃止が決定されます。また、廃止後の当該土地の返還方法につきましては、所有者である老松生産森林組合と協議することになります。なお、現在の賃貸借期間につきましては、平成29年3月31日までとなっております。

議長（岩渕一司君） 13番、佐々木清志君。

13番（佐々木清志君） ホームページで安全性について数値を公表しているということでありまして、けれども、地元の人たちはそういうホームページを頻繁に見るということはないわけですので、この部分について、広報なり安全であるということの証明をもう少し広くお願いできればいいのかなと思いますので、その辺をお伺いします。

それから、間もなくいっぱいになって閉めるというようなお話であります。それで、その場所は地区で言いますと金沢地内であります。所有者は老松という今お話があったとおりで、地権者と周辺の住民が住む地区というのが別々でありますので、最終的に2年間の検査をして閉めるんだということでもありますけれども、そういったときに基準があるんだと今言いましたが、そういった基準の中で、地元にもそういった閉めるに当たっての説明というのはどのような形でされるのかをお伺いします。

議長（岩渕一司君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤好彦君） ホームページだけでなく、違う媒体等を使ってお知らせをしてはどうかというふうなご指摘をいただきましたけれども、これにつきましては、こういった方法があるか検討させていただきたいというふうに思います。

それから、最終処分場を廃止するときにどういうふうな形で地元の皆様に説明をしていくのかというふうなお話でございます。これにつきましては、まだ検討をしてございません。いずれ、そういった状態になる前に、内部でこういった形で地域の住民の皆様にお話を周知をしていくかという部分につきましては検討させていただきたいというふうに思います。

議長（岩渕一司君） 13番、佐々木清志君。

13番（佐々木清志君） 先ほども言ったように、管理者側と地元との話し合いの場、地元の受け皿がない中での施設でありますので、今答弁いただいた内容についてしっかりと地元にも説明がつくような方法で管理運営をしていただきたいというふうに思います。終わります。

議長（岩渕一司君） 次に、7番、千田恭平君。

7番（千田恭平君） 7番の千田です。

通告しているのは1点であります。

認第2号、決算書のページ数で言いますと、22ページから23ページ、2款1項1目総務管理費の一般管理費、こちらの広報等印刷製本費と組合ホームページ管理等委託料について質問をいたします。主要な施策の成果に関する説明書で言いますと、5ページに総務管理費として載っておりますが、広報事務としてホームページ、それから広報作成発行として、「くらしの情報」というところの記載がございます。一関地区広域行政組合は介護、それからごみ、し尿、火葬場等ですね、非常に広範囲にわたる事業を行っておりまして、予算規模は150億円にも及ぶものでございます。この事業について、市民への報告、それから情報提供、これは非常に重要と考えます。この報告と情報提供が適切になされているかという観点から、次年度に向けて改善すべき点はないだろうかという観点から質問をいたします。

まず、このくらしの情報であります。こちらに平成24年度の発行の冊子がございますが、これは、この内容をどのようにするか、それからどういうふうに編成するかということは、どうい

メンバーで、そしてどのように決定されるのか、それから行政組合のホームページについてですが、これはだれがどのような方針のもとに作成をしているのか、もし委託とすればその委託契約の内容はどのようなものかについて報告を求めます。

議長（岩渕一司君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤好彦君） 千田恭平議員の質問にお答えをいたします。

まず、広報及びホームページによる情報提供のあり方についてであります。介護保険料の段階区分の見直しと保険料の改定につきましては、平成24年3月に発行した組合広報「くらしの情報」に、改定後の年額保険料の表を掲載し、また、組合のホームページにおきましては、第5期介護保険事業計画の全文を掲載いたしました。ご指摘のとおり、制度改正についてわかりやすくお知らせするという点におきましては不十分な点がありましたので、制度改正の理由と改正部分をわかりやすく記載するとともに、ホームページにつきましても必要な情報がすばやく入手できるよう構成を改めるなどの対応を行ってまいります。

次に、組合広報「くらしの情報」の発行についてであります。組合広報「くらしの情報」は、広域行政組合の組織や所管する業務の概要について、管内住民にお知らせするため、年1回3月に発行し、組保管内の全世帯に配布しております。内容につきましては、介護保険、ごみ処理などについて、住民の皆様にとってのガイドブックとして利用できるような作成しているところであります。編集に当たっては、事務局内部での編集会議等は特に設けておりませんが、各課などで所管する業務について原稿を作成し、総務管理課が取りまとめを行い、事務局長が決裁を行い発行しております。

次に、ホームページの作成についてであります。当組合のホームページには介護保険、ごみ処理についての制度や手続きの情報のほか、組合の組織、例規集などについても掲載しております。作成につきましては、各業務を所管する担当課が掲載内容の決定と更新用のデータや原稿を作成いたしますが、ホームページの編集、更新、修正の作業や管理は、業務委託により管内の民間会社に委託をしております。

議長（岩渕一司君） 7番、千田恭平君。

7 番（千田恭平君） まず最初に、ホームページについて質問いたします。

ただいまの答弁ですと、民間の会社に内容等について委託ということですが、私、見た感想を率直に申し上げます。内容についてはまずまずかなと、それからボリュームについては十分だと思います。検索も割と検索しやすいようにつくられておりますし、行政のつくるホームページとしてはまずまずかなという率直な印象でありました。

それから、他方、この「くらしの情報」なんですが、今の答弁ですと、編集会議については特に設けていないというお話でございました。実際、年1回しか発行しないわけですね。そうしますと、組合の業務や事業の報告について、市民の方が手に取って見られるのはこれだけなわけです。ホームページというのは、今申しましたようによくできているなと思いますけれども、特にも65歳以上の方、第1号被保険者の方が実際にインターネットを使って検索して、自分の調べたいところまでたどり着けるかということを考えますと、あくまでもホームページは二次的な上乘せ部分であって、基本となるのは全戸配布の「くらしの情報」ではないかと思います。そして、この「くらしの情報」を見ますと、特に今年度は第4期から第5期への移行ということで大きく介護保険の制度が変わったわけでありまして、8段階から11段階になっております。2ページにわたって表が載っていますけれども、なぜ8段階から11段階になったのかという一番大事なところ

の理由の記述がございません。それから、保険料の調整率をかけているわけですが、月額が昨年の基準月額3,909円に比べて第5期、平成24年度からは4,797円に上がったわけですね。年間の保険料で言うと掛ける12ということで、かなりの金額が上がったわけです。そうすると、通知を受け取った方は、ほとんどの方がまず昨年に比べて上がったということでありまして。私も納入通知書の写しを拝見しましたが、これを見てもなぜ上がったか、それからなぜ段階が分かれたかについての理由の記載は一つもありません。これを調べるためには、ホームページを探して行って、検索をして、この介護保険の事業計画、これは百四十何ページにもわたる分厚いものですが、ここから探してやっとたどり着くという作業を得れば何となく推測はできるのですが、これは非常に手間がかかります。1号被保険者だけでも約13万人の人口の4万人以上、2号被保険者も入れれば、こちらをもっと多いですね、4万数千人ですか、合わせれば6割以上の方が介護保険の1号、2号被保険者となっているわけですから、通知はできるだけわかりやすく、そして特に制度が大きく変わったときにはその説明は必要だと思います。この説明の要旨について、私は恐らく2行か3行程度で要約できるのではないかと思います。この点についての記載のお考えをまず伺いたいと思います。

議長（岩渕一司君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤好彦君） まさにご指摘のとおりですね、どちらかというと行政の目線で作っていたのかなというふうなご指摘を受ければ、そういった思いがしてございます。できるだけわかりやすく、住民の方が見ても理解しやすいような、そういった内容に今後改めさせていただきたいというふうに考えてございます。

議長（岩渕一司君） 7番、千田恭平君。

7番（千田恭平君） ぜひそうしていただきたいと思ひますし、特に、この「くらしの情報」を発行するには編集会議を持たれてやっていただきたいと思ひます。そして、その際には市民の視点を取り入れてほしいと思ひます。例えば、市の広報には広聴というモニター制度がありますが、例えばこの介護保険、「くらしの情報」について、そのような市民からのご意見を頂戴するような制度の必要性についてはどのようにお考えでしょうか。

議長（岩渕一司君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤好彦君） 「くらしの情報」を作成するに当たって、住民の声を聞いたらどうかというふうなご意見をいただいたところでありまして。そういったところがどうなのか、それにつきましては、今後検討させていただきたいというふうに思っております。

議長（岩渕一司君） 7番、千田恭平君。

7番（千田恭平君） 最後にします。

中に何を盛り込むかということは、ぜひ編集会議で十分に検討していただきたいと思ひますが、その際には、やはり150億円に及ぶ予算、決算について、例えば自分たちが納入する介護保険料がどのような形で使われているかという説明が決定的に私は不足しているのではないかと思っております。例えば市の広報で言うと、予算、あるいは決算については非常に十分な説明がなされているわけですが、「くらしの情報」についても、そのような基本的な予算、決算の使われ方についてはある程度のページを割いていただいて、市民に十分に報告、あるいは情報提供することが必要と思ひます。ぜひ、次年度に向けて、いい形でこの暮らしの情報、あるいはホームページを作成するようにお願いしたいと思ひます。何かあれば最後にご報告いただきたいと思ひます。

議長（岩渕一司君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤好彦君） 今、るるご提言があったことにつきましては、積極的に検討させていただきたいというふうに考えてございます。

議長（岩渕一司君） 以上で質疑を終わります。

お諮りします。

本案は討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（岩渕一司君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、直ちに採決を行うことに決定しました。

これより採決を行います。

採決は一括して行います。

認第2号、第3号、以上2件について、本案賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（岩渕一司君） 起立満場。

よって、以上2件は、認定されました。

議長（岩渕一司君） 日程第3、議案第9号、一関地区広域行政組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案者の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（岩渕一司君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本案は討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（岩渕一司君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、直ちに採決を行うことに決定しました。

これより採決を行います。

議案第9号、本案賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（岩渕一司君） 起立満場。

よって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

議長（岩渕一司君） 日程第4、議案第10号、平成24年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第2号）から、日程第5、議案第11号、平成24年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第2号）まで、以上2件を一括議題とします。

提案者の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（岩渕一司君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本案は討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（岩渕一司君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、直ちに採決を行うことに決定しました。

これより採決を行います。

採決は一括して行います。

議案第10号、第11号、以上2件について、本案賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(岩渕一司君) 起立満場。

よって、以上2件は、原案のとおり可決されました。

議長(岩渕一司君) 以上で、議事日程の全部を議了しました。

管理者より発言の申し出がありますので、これを許します。

勝部管理者。

管理者(勝部修君) 第20回一関地区広域行政組合議会定例会が閉会されるに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会におきまして、平成23年度決算、廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定及び平成24年度補正予算につきまして、慎重審議をいただきまして、ご賛同賜りましたことに対しまして、まずもって御礼を申し上げます。

本定例会で賜りましたごみ焼却施設の整備の課題や、介護保険制度に対する貴重なご意見、ご提言につきましては、今後の組合運営の参考にさせていただきたいと考えております。今後とも議員各位には、一層のご指導を賜りますようお願いを申し上げます、閉会に当たりましてのあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

議長(岩渕一司君) 第20回定例会の閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

今定例会は会期を2日間とし、平成23年度一般会計及び介護保険特別会計決算、平成24年度一般会計及び介護保険特別会計補正予算など5件の議案について、終始活発な審議により、すべて議決決定を見るに至りました。これもひとえに、議員各位のご協力と勝部管理者を初め職員の皆様の誠意ある対応によるものと敬意を表するとともに、衷心より厚く御礼を申し上げる次第です。

また、組合行政に対する一般質問は5人の議員から、衛生事業や介護保険事業に係る質問が行われたところでありますが、一般質問や議案の審議を通して各議員から開陳されました提言等については、今後の広域行政組合運営において重きを置かれ、組合行政全般にわたり構成市町の住民福祉の向上が期されるよう一層の努力をされんことを念願するものであります。

一関地区広域行政組合の運営については、さまざまな課題があるものの順調に運営されておりますことはご同慶の至りであり、管理者を初め職員の皆様に改めて感謝を申し上げます次第であります。

今年度は第5期介護保険事業計画の初年度となりますが、実施に当たりましては、要介護者や要支援者の立場に立って事務事業を進めていただきたく強く望むものであり、ごみ処理の広域化などの課題につきましては、構成市町との連携のもと早期の解決に向け、さらなるご尽力をお願いするものであります。

結びに、今議会の運営にご協力を賜りました議員各位、管理者、監査委員及び職員の皆様に改めて感謝を申し上げ、今定例会閉会に当たりましてのあいさつといたします。大変ありがとうございました。

議長(岩渕一司君) 以上をもって、第20回一関地区広域行政組合議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午前11時08分

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

一関地区広域行政組合議会議長 岩 渕 一 司

一関地区広域行政組合議会議員 佐 藤 雅 子

一関地区広域行政組合議会議員 佐々木 清 志